



長野ろうきんディスクロージャー誌

ROKIN DISCLOSURE

ごあいさつ

中長期的な視点を持ち、
「持続可能な収益性」と
「将来にわたる健全性」の
確保をめざしてまいります。



理事長
小池 政和

会員・組合員・ご利用者の皆様におかれましては、平素より私ども長野県労働金庫をご利用、お引き立ていただき、誠にありがとうございます。

皆様に当金庫に関してより一層ご理解いただきたく、ここに「長野県労働金庫ディスクロージャー誌2019」を作成いたしました。広く皆様にご高覧いただき、当金庫の業績及び活動内容につきまして、ご理解を賜れば幸甚に存じます。

さて、国内経済におきましては、良好な企業業績等を背景とし、穏やかな回復基調にあります。一方で米中の通商問題や地政学的緊張等を要因とし、生産及び輸出に弱さが見られ、先行きの不透明感が増しています。

長野県内に目を向けますと、2018年度は新設住宅着工戸数及び新車新規登録台数が前年度実績を上回るなど、個人消費は底堅く推移しています。また、有効求人倍率も高水準を維持し、一部では賃上げの動きが見られますが、実質賃金の低下など、勤労者にとっては景気回復の実感に乏しい状況が続いています。

長期化する日銀によるマイナス金利政策や他金融機関との競合激化等により、今後も低金利環境が続く

ていくことが見込まれますが、中期経営計画に掲げる「健全経営の確立」のもと、引き続き皆様のお役に立つ良質な金融サービスを提供いたしますとともに、信頼感のある経営を実践してまいります。

あわせて、キャッシュレス化やペーパーレス化といった金融サービスの変革にかかる状況や地域経済・人口動向等、社会環境の変化に対しても、様々な視点を持って経営に反映させてまいります。

2019年度は中期経営計画の最終年度となります。過去2年間の取組みを総括し、2020年度以降の新たな経営計画を見据える重要な年度であります。

＜長野ろうきん＞を皆様に長く安心してご利用いただくため、現状の課題を整理しながら、常に中長期的な視点を持ち、「持続可能な収益性」と「将来にわたる健全性」を確保すべく、はたらく人に寄り添う事業運営に尽力してまいります。

皆様には引き続き変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2019年7月

長野県労働金庫の概況

(2019年3月末)

名 称	長野県労働金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)268号
本 店 住 所	〒380-8611長野県長野市県町523番地
電 話 番 号	(026)237-3700
ホ ー ム ペ ー ジ	https://www.nagano-rokin.co.jp/
創 立	1951年(昭和26年)12月
代 表 者	理事長 小池 政和
常 勤 役 職 員 数	379人(男238人、女141人)
店 舗 数	20店舗(インターネット長野支店含む) 3出張所・9ローンセンター
団 体 会 員 数	1,724会員
間 接 構 成 員 数	275,227人
出 資 金	2,460百万円
預 金 残 高	675,054百万円
貸 出 金 残 高	360,790百万円

※預金残高には譲渡性預金を含みます。

ろうきんのシンボルマーク



シンボルマークは、<ROKIN>の頭文字のRをデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれるろうきん運動を意味し、ろうきんの親しみやすさを表現しています。また、はばたく鳥は、より発展するろうきんの飛翔を表しています。

シンボルマーク・カラーはブルーです。ろうきんブルーは、「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークはろうきんの基本理念が表現されています。

CONTENTS

ごあいさつ 2

ろうきんの理念 4

業績ハイライト

業績ハイライト 6

経営計画

中期経営計画(2017年度-2019年度) 及び2019年度事業計画 ... 8

事業概要等

コンプライアンス(法令等遵守)体制 10

お客様保護体制 14

リスク管理体制 16

内部統制機能の整備に関する基本方針(抜粋) 18

生活応援運動の取組み 19

地域・社会貢献活動の取組み 21

業務のご案内

サービスのご案内 27

預金商品・資産運用商品のご案内 28

融資商品等のご案内 30

手数料一覧 32

長野県労働金庫の概要

ATMのご案内 34

店舗のご案内 35

ローンセンターのご案内 36

組織・役員の体制 37

沿革・歩み 38

全国労働金庫の概況 39

長野県労働金庫の財務データ 40

索引 62



ろうきんの 理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの 事業運営3原則

〈ろうきん〉の目的や 事業の原則は 法律で定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている
右記の3原則に基づき、中期経営計画および年
度事業計画を策定し事業運営を行っています。

労働金庫法第5条『事業運営三原則』

- 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
- 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

ろうきんの 基本姿勢

ろうきんは はたらく仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合っ
てつくった協同組織の金融機関です。現在、多くの金融機関がありますが、働く仲間とその
家族の生活が豊かになることを目的につくられた金融機関はろうきんだけです。働く人たち
の暮らしを支え、快適で暮らしやすい社会づくりをめざします。

ろうきんは 営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法に基づいて、営利を目的とせず、会員（労働組合・生活協同組合な
どの団体）の一人ひとりを主人公として、公平かつ民主的に運営されています。
このろうきん独自の運営に共感する人たちの輪が日本中に広がり、今日における利用者は全
国で1,000万人以上。労働組合や生活協同組合をはじめとした多くの仲間に支えられています。

ろうきんは はたらく人目線で考える金融機関です。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わ
りません。しかし、資金の運用方法がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、
働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生
活を守り、より豊かにするために役立てられています。

業績ハイライト

変化の著しい環境にあっても、信頼感のある安定した事業運営を実現するため、確実な経営管理を行い、高い倫理観に基づくコンプライアンス重視の経営姿勢と、適正な収益による財務の健全性の維持に努めてまいりました。

会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員は、2018年度末1,724会員となっています。団体会員を構成する間接構成員は、275,227人となりました。出資金の年度末残高は、24億60百万円となりました。

預金・貸出金の残高推移

図1

預金については、年度中増加額191億26百万円、増加率2.91%、年度末残高は6,750億54百万円、貸出金については、年度中増加額156億19百万円、増加率4.52%、年度末残高は3,607億90百万円となりました。

資産と負債・純資産の状況

図2 図3

お客様からお預かりした預金・出資金及び積立金等は「負債・純資産」として計上されますが、負債のうち93.91%が預金です。また、貸出金、預け金及び有価証券等は「資産」として計上されますが、資産のうち46.49%が貸出金で全体の約半分を占めており、次いで金銭の信託・有価証券が33.93%、現金・預け金が18.38%を占めています。

利益の推移

図4

経常収益は、資金運用収益における有価証券利息配当金が91百万円増加したこと等を要因として、前年度比2億円増加しました。また、経常費用は、役務取引等費用が1億37百万円増加したこと等を要因として、前年度比1億10百万円増加しました。経常収益の増加が経常費用の増加を上回ったため、経常利益は前年度比90百万円増加しました。

当期純利益は、経常利益が増加し、前年度比30百万円増加の10億76百万円となりました。

図1 [預金・貸出金の残高推移]

(単位:百万円)

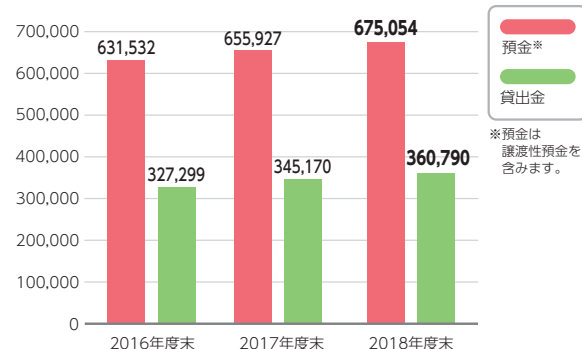


図2 [負債・純資産の推移]

(単位:百万円)

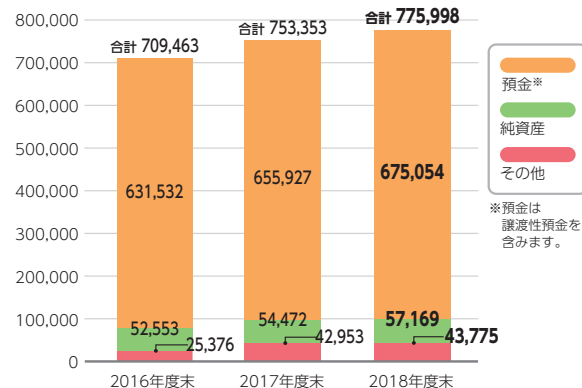


図3 [資産の推移]

(単位:百万円)

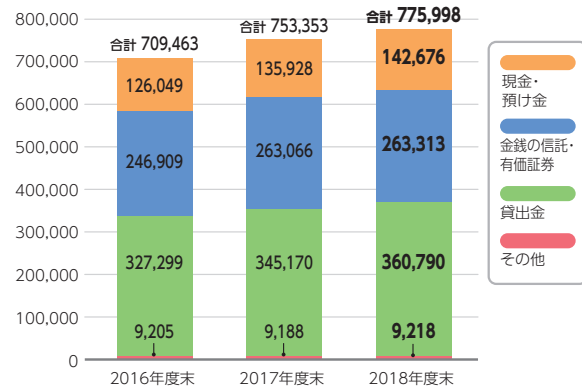
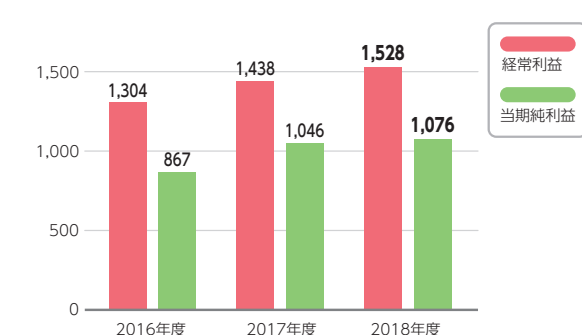


図4 [利益の推移]

(単位:百万円)

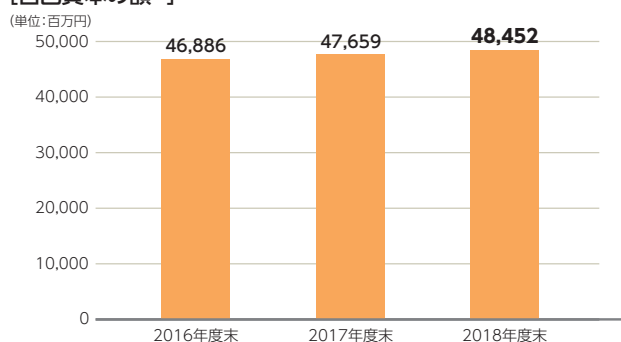


自己資本の額と自己資本比率

2018年度末の自己資本額は484億52百万円となり、自己資本比率は11.81%となりました。預金の増加等により総資産・リスクアセットが増加し、自己資本比率はわずかながら低下しました。

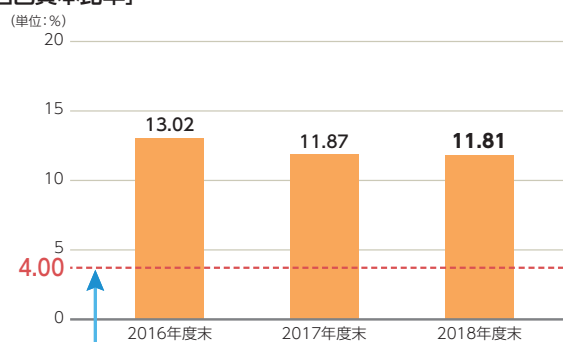
詳細につきましては、45ページをご覧ください。

【自己資本の額※】



※当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算出しています。

【自己資本比率】



国内基準は **4.00%以上**です。

それを下回る場合は、「早期是正措置」の対象になります

用語解説 自己資本比率って何を表していますか？

総資産の中に占める自己資本の割合であり、自己資本の充実度を表す指標です。ろうきんにおける自己資本は出資金と積立金等で構成されています。なお、ろうきんにおける自己資本比率の基準は、海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準（国内基準）が適用され、4.0%以上が必要とされています。

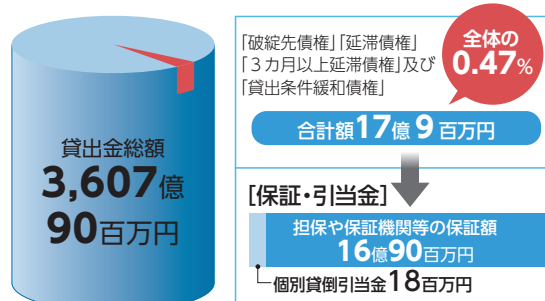
算出方法は45ページをご参照ください。

リスク管理債権について

2018年度末における不良債権額等の状況は、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計で17億9百万円となり、総貸出金に占める割合は0.47%という低水準を維持しています。

また、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の合計額17億9百万円のうち、16億90百万円は担保や保証機関等の保証で債権保全が図られ、18百万円は個別貸倒引当金により引当てを行い、保全措置を図っています。

【リスク管理債権について】



用語解説 不良債権って何ですか？

AさんがBさんに100万円を1か月、利息5千円で貸したとします。翌月AさんはBさんに1,005,000円を返してくれと請求できる権利が「債権」であり、逆に返済しなくてはならないBさんにしてみたら「債務」となります。この1,005,000円が無事返ってくれば安心ですが、お金を返してもらえない状態になれば、それは不良債権と言えるでしょう。金融機関の不良債権にもいろいろあり、借り手（債務者）の状況で「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」があります。

中期経営計画(2017年度-2019年度)及び2019年度事業計画

2017年より100年続く長野ろうきんビジョン（以下、「ビジョン」と記載）の旗を掲げ、中期経営計画（2017年度-2019年度）（以下、「中期経営計画」と記載）の取組みを2017年、2018年の2年間行ってまいりました。

2019年度は、中期経営計画の最終年度として、■中期経営計画実践の礎とする「健全経営」をより確かなものにすること、■会員推進機構の機能及び各種団体との連携・協働をさらに深化させていくこと、■中期経営計画の評価を行い、次期の経営計画等につなげていくこと、を重点項目として、中期経営計画でめざした「健全経営の確立のもと会員とともに成長するチーム長野ろうきんの実現」に向けて全力で取組んでまいります。

2019年度事業計画

ろうきんの理念

ろうきんは働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です

理念実現に向けた中長期ビジョン

100年続く長野ろうきんビジョン

長野ろうきんは はたらく人とその家族の幸せのために
「わたしたちの金庫」をともにつくり最高の感動を届けます

2019年度事業計画

中期経営計画実践の礎とする「健全経営」を確かなものとし、
会員推進機構・各種団体等と連携した取組みをこれまで以上に深化させてまいります。

個別方針Ⅰ

会員と同じ方向を向く
生活応援運動の実践

地域や各種労働団体等
との連携・協働

個別方針Ⅱ

福祉金融機関の役割を果たす
良質な金融サービスの提供

長野ろうきんならではの
地域・社会活動

個別方針Ⅲ

皆様の期待を上回る
「感動品質」の提供

職員が会員とともに成長する
「チーム長野ろうきん」の実践

長野ろうきんビジョン遂行のためのファーストステップ

中期経営計画(2017年度-2019年度)基本方針

I

会員と協働する生活
応援運動の発展及び
地域・各種団体との
連携を強化します

II

長野ろうきんならではの
金融サービスを提供
しつつ、社会的責任を
発揮していきます

III

個性を強みに変え、
成長する「チーム長
野ろうきん」を構築
します

健全経営の確立

はたらく人に、安心してご利用いただくため、必要なリスクをとり収益力の
向上に努めつつ、健全経営を確立します

2019年度事業計画【個別方針・重点施策】

個別方針Ⅰ	A 会員と同じ方向を向く、生活応援運動の実践により、はたらく人の生涯生活を引き続きサポートします
	B 地域や労福協等の各種団体との連携・協働により生活応援に取組みます
項目別対応事項 (重点施策)	- 運営委員会における深度ある議論による年間活動方針を基点として、会員推進機構との相互理解に基づく生活応援運動に取組みます - 会員の皆様の声を運営委員会から運営委員長会議に伝え、事業運営に反映します - 同じ想いを有する地域の団体との連携を強化し、良質で幅広い生活応援運動を展開します - 非正規雇用形態の方への商品提供など、すべてのはたらく方々の利用環境の改善につとめます
個別方針Ⅱ	A 必要とするすべての皆様へ、長野ろうきんならではの「違い」を活かす金融サービスを提供します
	B 長野ろうきんならではの地域・社会活動を行います
項目別対応事項 (重点施策)	- 良質な金融仲介機能を実践し、勤労者のための福祉金融機関に徹する事業運営を行います - お客様本位の姿勢を実践し、勤労者のための生活設計・資産形成に役立つ提案活動に取組みます - 長野ろうきんらしいCSR活動を継続します - 非営利セクター（NPO等）への事業融資利用に対応する環境整備を行います
個別方針Ⅲ	A はたらく人と同じ方向を向き、皆様の期待を上回る「感動品質」の提供につとめます
	B 長野ろうきんしかない価値を提供するため職員の個を強みに変え、会員とともに「チーム長野ろうきん」として成長します
項目別対応事項 (重点施策)	「感動スタンダード」に基づく行動を深化させ、定着化に取組みます - 会員の皆様のご理解を得ながら業務改革を推進し、会員事務負担・リスク軽減に向け取組みます - 長野ろうきん版「はたらき方改革」を進捗させ、その成果の具体化・可視化に取組みます - 各人事施策の適切性を検証し、「個の強化」と「チーム力強化」の両立につなげます
健全経営の 確立	A 収益力の強化と適切なリスク選好・管理につとめます 「持続可能な収益性と将来に亘る健全性の確保」
	B コンプライアンスを最も重視する経営を行います
項目別対応事項 (重点施策)	- 低金利環境の長期化に対応しつつ、収益力強化への施策を着実に実践します - カードローンや無担保ローンの利用促進に取組み、住宅ローンの推進とともにバランスよい貸出金構成を志向します - 厳格なリスク・マネジメント態勢のもと、資金証券運用においては適切にリスクを選好しつつ、収益確保とリスク統制を行います - コンプライアンスを最も重視しつつ、健全経営を実践します

2019年度営業店主要勘定計画及び営業店計数計画

2019年度営業店主要勘定計画

1. 預金・貸出金増加計画 (単位：百万円、%)

	預金	貸出金
2019年度 期末残高（計画）	690,054	368,990
増加額	15,000	8,200
増加率	2.22	2.27

2. 個人貸出金増加計画 (単位：百万円)

	有担保ローン	無担保ローン	カードローン
増加額	7,000	1,500	700

3. 個人貸出金新規実行計画 (単位：百万円)

	有担保ローン	無担保ローン
実行額	36,000	11,500

2019年度営業店計数計画

1. 基盤拡大項目（結果系）

	資産形成項目	
	月掛預金（財形・エース） 新規・増額件数	預かり資産（投資信託・iDeCo） 新規件数
目標	12,870件	1,500件
	給与振込	公的年金指定
	目標	目標
	2,900件	793件

2. 成長目標項目（先行系）

	複合取引ポイント ^{※1}	生活応援運動重点会員 行動ポイント ^{※2}
目標	9,800ポイント	1,566ポイント

※1 給与振込指定者が対象商品を新規契約した場合や対象商品を契約している方が新規に給与振込指定をされた際に実績となり、1件につき1ポイントとなります。

※2 ①重点会員に向けた項目②会員及び地域に向けた項目の2項目となります。①は各営業店が選定した重点会員における提案等の行動1回につき1ポイントとなります。②は重点会員を除く会員及び地域に対するセミナー等の行動1回につき1ポイントとなります。

コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスを徹底し、
厳正かつ透明性の高い事業運営と
自己責任による健全経営に努めています。

コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。社会的な存在であるおおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行う労働金庫とその役職員に対しては、より高いレベルのコン

プライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境及び文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理性が求められています。

コンプライアンスへの取組み

1. 代表理事及び業務執行理事の業務執行等に関する法令等遵守の体制

当金庫の理事及び監事は、全国労働金庫協会の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

その上で、理事は、理事会の構成員として理事会に参加し、代表理事及び業務執行理事の業務執行の監督に積極的に参加しています。また、監事は、理事会へ出席し、定期的な監査により理事の業務執行をチェックしています。

監事監査の体制のチェック項目は多岐にわたっており、そのうち、法令等遵守に関する事項としては、総会及び理事会の運営が法令等に準拠したものとなっているか、決算が法令等に沿って実施されているかが代表的なものです。なお、監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

2. 預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

1 営業部門と本部各部門の職員に対して、日常的に監督責任者から法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守マインドの醸成に努めています。

2 厳正な内部管理体制の充実・強化を図るため、各営業店・本部においては、相互牽制機能を働かせ、自店検査を実施して内部的チェックを行っています。監査部は、理事会の監督下におかれ、業務執行ラインから独立した立場にて、自店検査が十分機能しているか等、内部統制の有効性・適切性を検証し、監査結果は定期的に理事会に報告しております。

検査・監査項目は各々多岐にわたりますが、その内、現在における法令等遵守に関する事項としては、会員加入申請の審査結果、融資申請の審査結果、及び、犯罪収益移転防止法にかかる対応としての「本人確認事務」「口座開設事由の確認」等において、違法性がないかの検証を代表的なものとしています。

なお、内部監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

■ 監事監査の実施状況

実施期間: 2018年7月～2019年5月
実施対象: 8営業部店、2ローンセンター、1出張所、本部
延べ監査日数: 12日

3. 反社会的勢力に対する取組み

「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順について周知しているほか、警察、弁護士、(公財)長野県暴力追放県民センター等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取組んでいます。

4. マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取組んでいます。

● リスクの特定・評価・低減

各部門の担当部長は、マネロン等リスク主管部長の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

● リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取組んでいます。

「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針(抜粋)」

● 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ロンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下、「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築する事により、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

● 態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。そのため常務会は、マネー・ロンダリングを主管する部署の長（以下、「主管部長」という。）にこの職務に必要な権限を付与する。

● 経営陣の認識

常務会は、主管部長が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

■ 内部監査の実施状況

実施期間: 2018年4月～2019年2月
実施対象: 19営業部店、3出張所、9ローンセンター、本部
延べ監査日数: 82日

長野県労働金庫倫理綱領 基本原則

労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚

1. 私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

きめ細かい金融等サービスの提供

2. 私たちは、お客様の視点に立ち、創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営

3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決して背くことのない、誠実な業務運営を行います。

公正かつ透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築

4. 私たちは、自己責任原則を基本とし、公正かつ透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

反社会的勢力の排除

5. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

経営情報の積極的開示とコミュニケーションの充実

6. 私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

倫理重視の姿勢

7. 私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

難解な倫理問題の積極的な解決

8. 私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

個人情報等の取扱い

9. 私たちは、お客様の財産や経済的信用に関する情報はじめ、様々な情報をお預かりします。これら情報の管理には細心の注意を払うとともに、特に、個人情報については、関係法令、庫内ルール等の定めにより、慎重かつ適切に取り扱います。

働きやすい職場環境の実現

10. 私たちは、働きやすい職場環境を実現するとともに、意欲と情熱をもって勤労者福祉運動を実践できる組織風土の構築に努めます。

地域・社会活動

11. 私たちは、労働金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、協同組織の福祉金融機関としての役割発揮を通じて地域・社会活動に積極的に取り組みます。

環境問題への取り組み

12. 私たちは、企業の社会的責任を果たす観点から、資源の節約や環境保全などの環境問題に取り組みます。

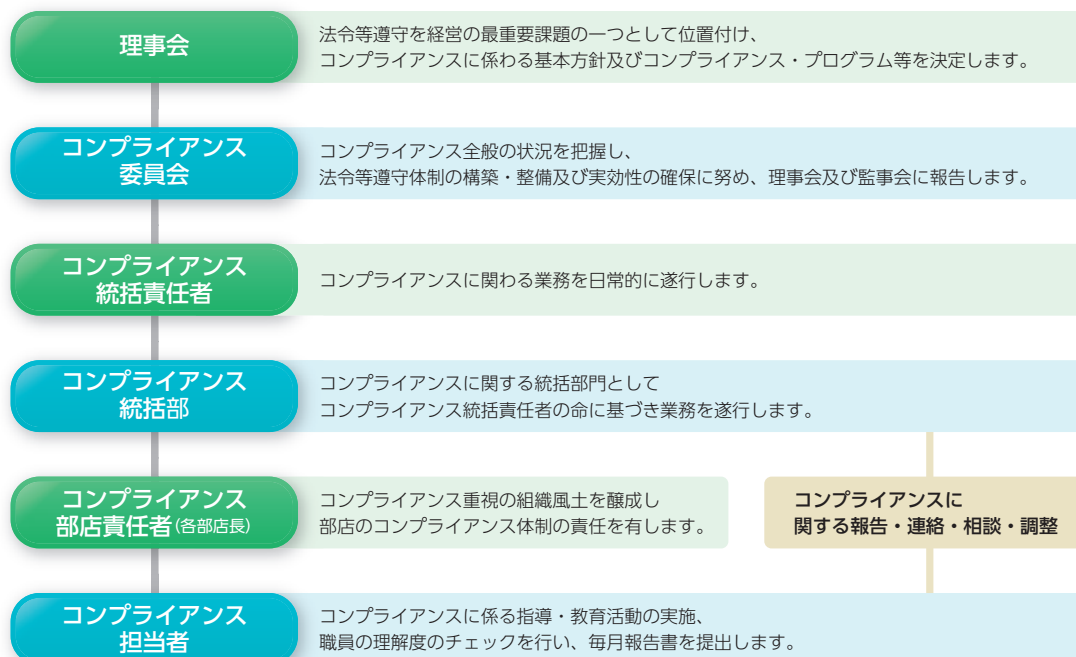
代表理事等の姿勢

13. 代表理事等は、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底をします。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。

再発防止と厳正処分

14. 本綱領に反するような事態が発生した時には、代表理事等自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

■ 長野県労働金庫のコンプライアンス（法令等遵守）体制



**お客様に安心してご利用いただける
「ろうきん」であるために、
お客様保護の精神に徹します。**

お客様の自由な意思を尊重し、資産及び利益を保護するために、当金庫では「お客様サポート等管理規程」を定めています。お客様からいただいた日常業務に係る相談・要望および苦情等に対し、その対応を行う者が遵守すべき手続き等を定めることにより、お客様のご理解と信頼を深め、お客様の正当な利益を保護しています。

また、「金融商品に関する勧誘方針」を定め、お客様に対して誠実・公正な勧誘・説明を心がけ、断定的判断の提供や事実と異なる説明を行わず、お客様説明の適切性および充実性の確保に努めています。

さらに、当金庫とお客様の間、および当金庫のお客様相互間において利益が相反する状況（利益相反）を未然に防止するため、「利益相反管理方針」を定め、お客様の保護を図っています。

金融犯罪被害防止に向けた取り組み

当金庫では、お客様が安心してお取引いただけるよう金融犯罪被害防止に対する取り組みとして以下の対応を実施しています。

◆ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正払戻し被害防止への取り組み

偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻し被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- ICカード（磁気ストライプ併用含）の発行
- 1日あたりのATMご利用限度額（お引出し）の設定
- 類推されやすい暗証番号の危険性に関する注意喚起および利用制限
- ATMへの「覗き見防止フィルム」の貼付および「後方確認ミラー」の設置
- 異常検知システムによるモニタリングの実施等

キャッシュカードの偽造により被害に遭われた個人のお客様につきましては、全額を補償させていただきます。

また、盗難により被害に遭われた場合におきましても、当金庫においてお客様に責任がないと判断した場合には、被害額の全額または一部の補償をさせていただきます。

◆ インターネットバンキングによる不正な利用防止への取り組み

インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- 「ワンタイムパスワード」の導入
- 複数パスワード（ログインパスワード、確認用パスワード、第二暗証番号）による本人認証
- 「追加認証」の実施
- 「パスワード生成機」の配付（法人版インターネットバンキングのみ）等

個人のお客様においてインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した場合、お客様に過失が無い場合につきましては、原則補償いたします。

また、団体のお客様におけるインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した場合においても、お客様に過失が無い等の条件により、1事故あたり1,000万円を上限として補償いたします。

なお、個別の事案により、被害の補償対象外となる場合および補償額が一部減額となる場合があります。

◆ 振り込み詐欺未然防止への取り組み

振り込み詐欺等の被害を未然に防止するため、次の対策を実施しています。

- 店頭およびATMコーナーへの注意喚起ポスターの掲示
- 職員による声掛け、お客様アンケートの活用
- 被害が懸念されるお取引に対する警察宛の通報の徹底

- 過去2年以上、当金庫のキャッシュカードでATM振込のご利用がない70歳以上のお客さまのキャッシュカードによるATM振込機能のお取引制限
- 長野県警察が行う振り込み詐欺防止に対する各種取り組みへの積極的参加等

振り込み詐欺救済法（正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」）に基づき、当金庫では、振り込み詐欺等の犯罪により当金庫の預金口座にお振込みされた方、あるいは当金庫から他の金融機関へお振込みされた方からのご照会・ご相談をお受けしています。

また、振り込み詐欺等の犯罪により被害を受けたと思われる場合は、直ちに、警察等へご連絡をお願いいたします。

保険募集及び共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売・募集等に努めます。

当金庫で取り扱っている保険商品及び共済商品の募集にあたっては、各種法令等に従い、「保険募集指針」・「共済募集指針」を定めています。お客様に商品内容を正しくご理解いただくよう説明内容や説明方法を創意工夫し適正な販売・勧誘活動を行います。

お客様からの苦情等への対応

当金庫は、当金庫の事業運営に関してお客様よりいただく「不満足の表明」を真摯に受け止めます。これが、当金庫の健全な発展のための重要なメッセージであることを十分認識した上で、ご不満などの解消とその原因となった事項の改善に向けて適切に対応し、お客様の信頼と満足度向上に取り組みます。

苦情等への対応（金融ADR制度への対応について）

① 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に、営業店（電話番号は35ページ参照）または長野県労働金庫お客様相談ダイヤル（電話：0120-606-150）にお申し出ください。

② 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にお客様相談ダイヤル（電話：0120-606-150）またはろうきん相談所（9時～17時、電話：0120-177-288）にお申出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等に取り次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申込みいただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、お客様のご希望を伺った上で、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事案を移管する。

② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

長野県労働金庫は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

1. 関連法令等の遵守

当金庫は、個人情報を保護するため、関連法令やその他の個人情報管理に必要な各種の規範を遵守いたします。

2. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

3. 個人情報の利用について

- (1)当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- (2)当金庫は、お客様が所属する労働組合等（会員団体）との間で、お客様の個人情報を共用させていただいています。
- (3)当金庫は、お客様の個人情報の取り扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報に安全に管理されるよう適切な監督を行います。

す。

- (4)当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

4. 個人情報の管理について

当金庫では、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

5. 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口（下記に記載のお問合せ先）までご連絡ください。

6. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取り扱われるよう、職員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

7. お問合せ先

《長野県労働金庫業務部》
TEL0120-625-371 FAX026-237-3767
受付時間平日9：00～17：00
e-mail：gyomu-s@nagano-rokin.co.jp

反社会的勢力に対する基本方針

長野県労働金庫は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、会員・お客様並びに地域社会から信頼される公正で健全な金庫を目指すため、反社会的勢力とは断固として対決します。

（反社会的勢力に対する姿勢）

1. 当金庫は、反社会的勢力による不当な介入を排除し、毅然とした態度で反社会的勢力と対決します。

（不当要求の拒絶）

2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して

は組織として対応し、断固として拒絶します。

（態勢の整備）

3. 当金庫は、反社会的勢力を排除するための報告態勢、対応マニュアル等を定め、全役職員に周知徹底します。

（外部専門機関との連携）

4. 当金庫は、反社会的勢力との対決に際し、平素より警察、弁護士、公益財団法人長野県暴力追放県民センター等との連携強化を図ります。

金融商品に関する勧誘方針

長野県労働金庫は、金融商品の取扱いに関しまして次の事項を遵守し、適切な勧誘に努め、お客様の利益の保護を図ります。

1. 当金庫は、金融商品をお勧めするにあたり、お客様の金融商品取引の目的・知識・経験及び財産の状況に照らして、お客様にとって適切な商品の勧誘を行います。
2. 金融商品の選択・ご契約につきましては、お客様ご自身の判断によりお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適切なご判断をいただくことを目

的として、適正な情報提供、商品内容及びリスク内容等の重要事項についてわかりやすい説明に努めます。

3. 当金庫は、お客様に対し、誠実で公正な勧誘・説明を常に心がけ、断定的な判断や事実と異なる説明等によってお客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所及び方法での勧誘は行いません。
5. お客様に適切な勧誘が行えるよう、関連法令等を遵守するとともに、商品知識の習得に努めます。

※その他の方針につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

長野ろうきん

検索

お客様本位の業務運営に関する取組み

当金庫は、労働金庫法の事業運営三原則の遵守姿勢、ろうきん理念の実践に基づく事業運営を実践してまいりましたが、2017年3月に金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を受け、2017年12月より＜長野ろうきん＞のお客様本位の業務運営に関する取組み方針を制定及び公表し、お客様の立場に立ち、お客様の生活を生涯にわたってサポートし、利益相反、各種情報提供の適切性を確保する姿勢を明確にしつつ、各原則に基づく実践を行っています。

お客様本位の業務運営に関する取組み方針

＜長野ろうきん＞は「ろうきんの理念」のもと、以下の取組み方針に基づく活動を実践し、勤労者の暮らしを守り、より豊かにする事業及び運動を展開していきます。

1. ＜長野ろうきん＞お客様本位の業務運営に関する取組み方針の策定・公表

＜長野ろうきん＞（以下「当金庫」）はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を全て採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組み方針」（以下、「本方針」）を策定します。

- 本方針および本方針に係る取組み状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- 本方針は定期的に見直しのうえ、必要に応じ改定します。

2. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、全ての事業活動において、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様一人ひとりのライフプランとニーズを踏まえた最適なアドバイスと、質の高い金融サービスを提供する取組みを行っています。

3. 利益相反を適切に管理する取組み

- 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることがないように、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。
- 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインナップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の利益追求の観点で選定しています。

4. 手数料等に係る情報提供の取組み

- 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。
- 投資信託に係る手数料については、各種のパンフレット・ガイドブック等の他、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、その複雑さやリスクに見合った、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。
 - ろうきん業態として、確定拠出年金（DC）について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきん iDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンなど詳しく説明しています。
 - 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ（注）形式の商品があります。当商品については個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。
- （注）ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託（ファンド）を適切に組み合わせ、ひとつの投資信託（ファンド）にまとめたものをいいます。

6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

- 当金庫は、お客様一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客様の金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っています。
- 当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客様の投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていただいたうえで、お客様一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実にを行います。
- 当金庫は、お客様への適切な金融商品の勧誘及び共済・保険商品の適切な募集を行うための「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。

7. 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み

- 当金庫は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客様である勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、業態の中央機関である全国労働金庫協会において、職員研修「理念研修」を開催しており、当金庫においても、＜長野ろうきんならでは＞の、存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系の中で位置付けています。
- 当金庫に属する全職員における人事評価にあたっては、「お客様志向」に関する評価項目を設定し、お客様の最善の利益に資する活動の実践を考慮した取組みを行っています。

お客様本位の業務運営に関する取組み方針に基づく取組み状況及び成果指標（KPI）

当金庫におけるお客様本位の業務運営に関する取組み方針に基づく主な取組み状況及び成果指標（KPI）につきましては、以下の通りです。（詳細は当金庫ホームページをご覧ください。）

1. 取組み状況

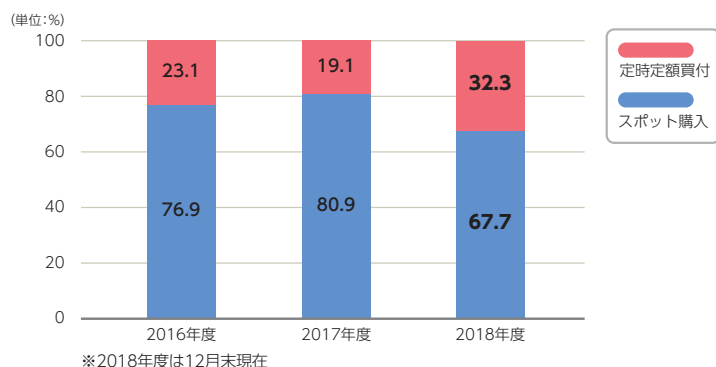
取組み方針「3. 利益相反を適切に管理する取組み」や「5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み」「6. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み」に基づき、お客様の多様なニーズに対して、お客様一人ひとりに合った商品提案を行っております。

■ NISA及びiDeCo契約件数（2018年12月末現在）

勤労者の資産形成に資するご提案を行う中で、特にリスク分散につながる積立投資（NISA等）及びiDeCoのご提案を主に行っております。今後もお客様のニーズ等に応じた商品のご提案を継続してまいります。

		契約件数（件）
NISA	一般	158
	つみたて	386
iDeCo		2,515

■ 投資信託販売額に占める定時定額買い付けの割合（2018年12月末時点）



2. 情報提供の取組み

「2. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み」「5. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み」の方針に基づき、勤労者の皆さまの生活設計を見据えたセミナーの実施や金融商品等の理解を深めるセミナーを実施しております。

関連団体等とのネットワークを活用した周知活動、相談活動を継続的に行い、情報提供の充実に取組んでまいります。（セミナーの開催回数等はP. 19をご覧ください。）

3. 比較可能な共通KPI

長期的にリスクや手数料に見合う期待収益が生じているか「見える化」を図ることを目的とし、以下の指標を公表しております。各種データにつきましては当金庫ホームページをご覧ください。

- 運用損益別顧客比率
- 投資信託預かり資産残高上位20銘柄のコスト・リターン
- 投資信託預かり資産残高上位20銘柄のリスク・リターン

基本方針

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会（その他機関会議）により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価した上で金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、及び「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的にALM委員会及びオペレーショナルリスク管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

各種リスクへの取組み

1. 信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

① 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
- ・ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理するなどの対策をとっています。

② 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用

規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的な自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

なお、デリバティブ取引に内在する信用リスクについても、取引の時価をベースにしたカレント・エクスポージャー方式による管理をすすめるなど、体制の強化に努めているところです。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量をVaR（バリュー・アット・リスク）により月次で計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、ALM委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

また、「金利リスク」、「価格変動リスク」、及び「為替リスク」について、以下のとおり管理しています。

①金利リスク

運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、複数の金利変動シナリオに基づいて定期的にシミュレーションを行うことにより、金利変動による収支損益の変動額を把握しています。

また、資産・負債のBPV（ベシス・ポイント・バリュー）を算出し、金利変動による現在価値の変動額を把握しています。

②価格変動リスク

市場の急激な変動に対して迅速に対応できるよう、有価証券の時価評価及びVaR（バリュー・アット・リスク）を日次で計測しています。

また、個別株式については株価が変動した場合の損益額を算出し、株価の変動に対応した管理を行っています。

③為替リスク

外貨建資産・負債の為替損益を日次で把握するとともに、為替が変動した場合の損益額を算出し、為替の変動に対応した管理を行っています。

以上の市場リスクの管理は、後に説明いたします流動性リスクの管理も含めて、ALM（Asset/Liability Management:資産負債総合管理）の中で行っています。

3. 流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、金融機関が損失を被るいわゆる資金繰りリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において、様々な資金フローが発生し

ますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営管理室において一元的に管理するとともに、ALM委員会にて管理状況を報告しています。

4. オペレーショナルリスク

業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会にて、適時・適切に監視、制御をしています。

1 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確に行われるための管理態勢の検証をする内部監査を強化するとともに、研修による職員の事務処理の習熟、オンラインシステムのチェック機能の活用などによりリスクの削減に努めています。

2 システムリスク

コンピュータシステムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクが「システムリスク」です。

①当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターが行っています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1,470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。

また、万一、労働金庫総合事務センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

②当金庫においては、重要なデータファイルの破損・障害への対策としてデータファイルのバックアップの取得等を行いシステムの安定確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいたセキ

ュリティスタンダード等の具体化をはかり、情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

③高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT (Computer Security Incident Response Team) 態勢を、<ろうきん>業態全体で構築しています。

3 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンスマニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

4 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、及び差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、及び役割行動基準に基づく役割等級制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等を防止する取組みとして相談窓口を常設しています。

5 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

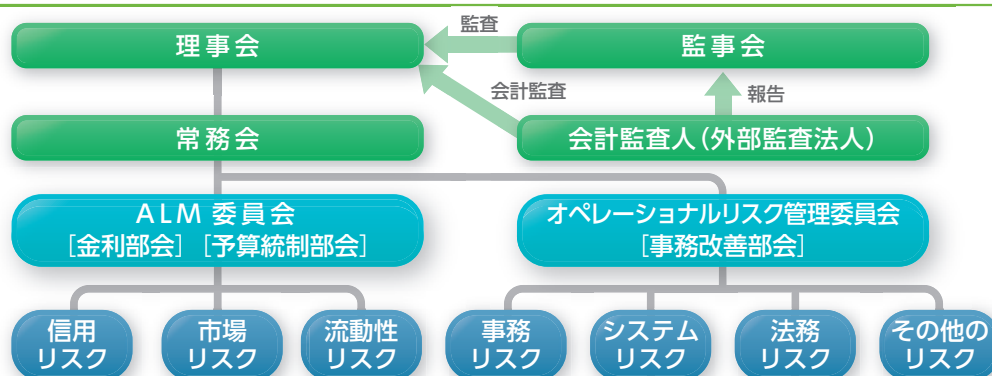
当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

6 風評リスク

当金庫に対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより、未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部及び営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

■ リスク管理体制



内部統制機能の整備に関する基本方針(抜粋)

法令等に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に関する方針を定めています。

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当金庫は、「ろうきんの理念」及び「中期経営計画等」に基づき、理事の職務の執行が、法令及び定款に適合するための体制を整えています。

理事会は、「コンプライアンス基本規程」「倫理綱領」及び「コンプライアンス・マニュアル」をはじめ、コンプライアンス態勢にかかる規程等を定め、法令、定款ならびに社会規範を遵守する態勢を構築するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては一切の関係を遮断するための態勢を整備しています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事会は、「理事会規程」「常務会規程」及び「文書等管理規程」等を定め、理事の職務執行に係る情報（総会・理事会・常務会等の議事録、起案書等）について、作成・保存しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当金庫は、「統合的リスク管理規程」により、信用、市場、流動性、オペレーショナルの各リスクに分類して、その評価と管理に努めています。

また、理事会は、「内部監査規程」に基づき事業年度ごとに内部監査実施計画を決定し、監査部は独立した立場からリスク管理の適正性について監査を実施し、その結果を定期的に理事会に報告しています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事会は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「理事会規程」等経営に関する基本規程等を定め、これらの規程等に従い、意思決定を円滑に進めること、及び、牽制機能の発揮できる体制を整えています。

5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事会は、「コンプライアンス・マニュアル」や「コンプライアンス・プログラム」、その他コンプライアンス態勢にかかる規程等を定め、法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための規範としています。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における、当該職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

理事会は、監事会の求めに応じて、監事の職務の執行を補助する体制を確保するものとし、理事長は、監事と協議の上、必要な場合人員を配置するとともに、監事の職務を補助すべき職員が、監事の指揮命令に従うこと、及び、従わなかった場合は処分の対象とすることを定めています。

7. 金庫の理事及び職員、又はこれらの者から報告を受けた者が監事に報告するための体制、その他の監事への報告に関する体制、及び、当該報告をした者が当該報告をしたことにより不利な取扱いを受けないことを確保する体制

理事会は、当金庫に重大に影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットライン制度等による通報状況及びその内容を、監事に対して報告する体制を整備するとともに、監事は「監事監査基準」に基づき、理事及び職員に対して報告を求めることができるものとしています。

8. 監事の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

理事会は、監事がその職務の執行について、金庫に対し費用の前払いの請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監事の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理することとしています。

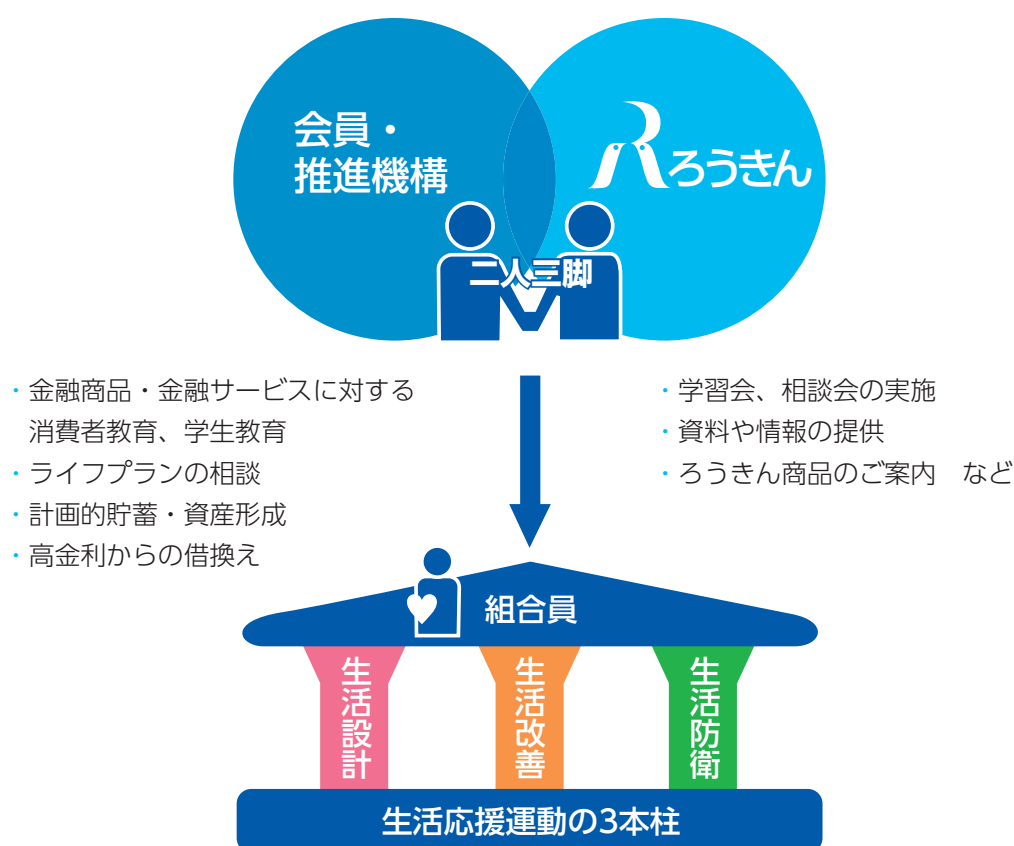
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について説明を受け、必要に応じて会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとしています。

会員・勤労者のニーズや悩み、課題を明確化し、その解決に向けた幅広い提案活動を行うなど、生活応援運動を通じてライフプランをサポートします。

ろうきんの生活応援運動

勤労者の生活のうち「お金」にまつわる諸問題を勤労者のための金融機関である〈ろうきん〉が会員・推進機構連携のもと、具体的な提案・アドバイスを行う運動です。



勤労者の生活支援に向けた取組み

会員における相談会や平日夜間・休日相談会等を開催し、勤労者の皆さまの相談にお応えしています。

また、「勤労者生活支援特別融資制度」等を通じて、勤労者生活支援の取組みを実施しています。

生活改善に向けた取組み

勤労者の皆さまの将来の生活設計を見据えた解決策の提案を行っています。

2018年度は、各種セミナーの開催や、高金利からの借換え・多重債務に関わる相談対応等の「多重債務救済の取組み」を継続実施しました。

また、会員をはじめ、長野県労働者福祉協議会、暮らしサポートセンター、長野県多重債務者対策協議会、市町村、弁護士及び司法書士・消費者団体等のネットワークを活用し、周知活動や相談活動を強化しています。

各種セミナーの開催

セミナー分類	会員労働組合			その他（地域開催等）	
	組合数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
ライフプラン関係	153	198	4,379	3	84
資産運用関係	97	129	2,948	10	285
企業型・個人型 確定拠出年金関連	55	81	1,661	0	0
退職・老後資金関連	27	32	289	16	340
消費者・金融教育関連	20	23	1,172	15	1,778
女性セミナー	7	8	173	3	31

高金利からの借換え及び多重債務に関わる相談

相談件数	相談金額
237件	602,036千円

※マイプランの相談件数も含まれます。

生涯生活設計

「ライフプランセミナー」「クレサラセミナー」等、当金庫が実施している各種セミナーの充実をはかり、会員勤労者の皆さまのお役に立つ情報提供を行っています。また、会員や地域で開催される各種セミナーへ講師を派遣しています。

高校生等を対象とした金融セミナーの実施

当金庫では、毎年、近い将来社会人や大学生となる高校3年生を主な対象としてマネーセミナーを数多く実施しています。

2018年度は、県内14校で実施しており、1,700人以上の生徒の皆さまに参加いただきました。

高校生のうちから、お金に関する知識を学ぶことは、早い時期から資産形成の重要性を知ることができ、また、マネートラブル（詐欺、多重債務等）回避のために非常に重要なことであると考えています。今後も地域の学校等と連携し、継続した取組みを進めてまいります。

以下、セミナーに参加された生徒の皆さまからの感想をご紹介します。

生徒の皆さまの感想

- ・これからの生活面での消費についてとてもわかりやすかった。お金のことについて今以上に気をつけようと思う。
- ・オレオレ詐欺やワンクリック詐欺などは相手にしてはいけないということ。もし何かの連絡が来ても無視する。とてもためになる話だった。
- ・お金の管理をこれからは自分で行わなければいけないと改めて実感できた。困った時は1人で悩まず人に相談し、トラブルにあわないようにしたい。

女性応援プロジェクト

“はたらく女性の支えになり、子育てをしている女性に安心して子どもの将来を考えてもらいたい” そんな想いから女性職員による長野ろうきん女性応援プロジェクトが立ち上がり、2013年10月、女性を応援する積立て商品「わたしの積立ろうきんchou-chou」の取扱いを開始しました。

その後、はたらく女性を応援するカードローン「ろうきんchou-chouカード」、シングルマザーを応援するローン「ろうきんchou-chou YELL」の取扱いを始め、また「ろうきんchou-chou HAPPYスクール」の開催等を通じてはたらく女性のお役に立つ活動を展開してまいりました。

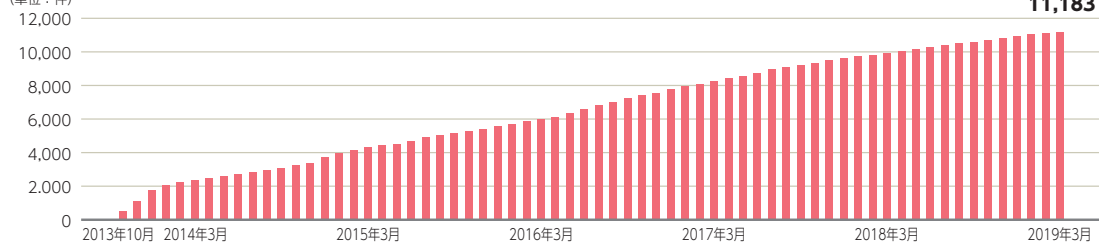
そして、おかげさまでろうきんchou-chouは、2018年に5周年を迎えることができました。2018年には会員労働組合に所属されている女性を対象とした「ろうきん合同女性担当者会議」を開催し、参加者とうろうきん女性職員が、熱い想いではたらく女性を応援するために意見交換を行いました。

“はたらく”女性の背景は一人ひとり違います。“はたらく”とは、仕事をして給料を得ることだけではなく、家事や育児も、もちろん“はたらく”ことであるとわたしたちは考えています。今後もろうきんは、一人ひとりのそれぞれの人生と向き合ってまいります。



わたしの積立ろうきんchou-chou契約件数推移

(単位：件)

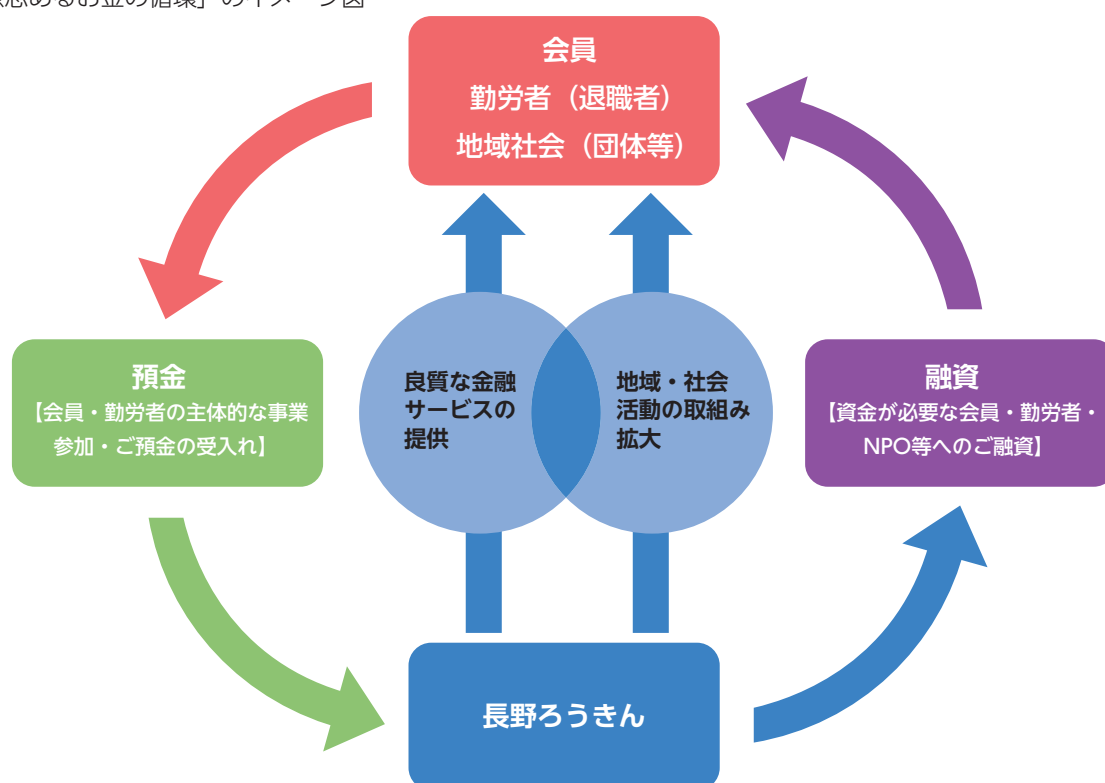


ろうきんの理念に掲げられる「人々が喜びをもって共生できる社会」の実現に寄与するため、長野ろうきんは社会的役割の発揮に努め、これからも、会員・お客様・地域社会の皆さまのため、地域・社会活動を確実に実践し、引き続き「はたらく人とそのご家族の支援」をテーマとして取組んでまいります。

長野ろうきんのCSRと地域・社会活動

長野ろうきんは、「はたらく人の想いと生きる金融機関」として、はたらく人のお金が、ご本人、ご家族、はたらく仲間、地域社会のお役に立つ、「意思のあるお金の循環」を創出し、その拡大に向けて取組んでまいります。

■「意思あるお金の循環」のイメージ図



会員を始めとした地域の皆さまの預金・融資のご利用により、「意思あるお金の循環」が拡大し、はたらく仲間、地域社会への取組み強化につながっていきます。

主な長野ろうきんの地域・社会活動の歴史

1957年	助け合い預金スタート
1967年	「ろうきん奨学会」設立
1970年代	サラ金問題への対応
1995年	ろうきん震災遺児支援定期「応援（エール）30」を発売
2001年	NPOボランティア団体助成金制度の新設
2007年	多重債務支援の取組み
2011年	東日本大震災復興支援 ピンクリボン運動 支援の取組み
2012年	教育子育て世代応援ローン 取扱開始
2013年	「わたしの積立ろうきんchou-chou」シリーズ取扱開始
2017年	長野ろうきんこども基金設立 NPO自動寄付システムスタート

1. 長野ろうきんの取組むCSR活動

長野ろうきんでは、2011年より実施している「ピンクリボン運動」の支援に加え、2016年度より長野県みらい基金と連携した2つの取組み（長野ろうきん「こども基金」・長野ろうきん自動寄付システム）を行っています。

1 長野ろうきん「こども基金」

～ろうきんの融資を利用することで、地域のこどもの支援につながります～

ろうきんの各種ローンをご利用いただくことで、対象年度中の新規ご融資取引1件につき100円をろうきんが拠出し、その総額を「長野県みらい基金」を通じて支援団体へ寄付いたします。



2 長野ろうきんNPO自動寄付システム

～寄付者と地域社会をつなぐシステムです～

長野ろうきん普通預金口座から、一定期間ごとにNPO等への寄付金を手数料無料で自動振替する制度です。集まった寄付金は「長野県みらい基金」が管理し、あなたが応援したい寄付先もしくは、選考会で決定した個別のNPO等へ寄付配分されます。

福祉金融機関である〈ろうきん〉が、はたらく人とNPO・市民活動団体を結ぶ新しい支援のカたちとして、「マンスリーサポート寄付制度」で、身近な地域・社会活動につなげていきます。

※寄付金の一部（20％）を、「長野県みらい基金」へ寄付配分します。

※申込書は店頭にご用意してございます。お気軽にお声掛けください。



長野県みらい基金とは

「長野県」の「みらい」を創るために、新しい寄付の形でNPO等公共的活動団体を強くし、社会で役に立つ組織にするための法人です。

3 わたしのミカタ ろうきんchou-chouハートフルプロジェクト

ピンクリボン運動を支援する取組みです。

長野ろうきんでは、長野県で暮らす女性がいつまでも健康でいられるように、「わたしの積立ろうきん chou-chou」による年間お積立合計額の0.05％と「ろうきん chou-chouローン」の年度末時点での利用残高の0.05％を長野ろうきんが拠出し、公益財団法人日本対がん協会「ほほえみ基金」に寄付いたします。



取組み	2018年度寄付額	寄付総額（累計）
長野ろうきんこども基金	784,300円	2,105,660円
長野ろうきんNPO自動寄付システム（※）	356,200円	700,400円
chou-chouハートフルプロジェクト	528,802円	10,511,085円

※2018年度末現在64件のご契約をいただいております。

2. NPOボランティア団体への支援活動

当金庫では、「長野県みらいベース」を通じ、地域で様々な活動に取り組まれているNPOやボランティア団体等の支援を行っています。2018年度は10団体に2,427,200円を助成させていただきました。

なお、この助成金には、当金庫が拠出しました寄付金等に加え、景品ポイント制度における「社会貢献ポイント」としてお客様からお寄せいただきました884,200円が含まれています。

団体名	事業名	おもな支出内容	決定金額
(特非) 一匹でも犬・ねこを救う会	東信地区における地域猫・TNR活動（野良猫のバースコントロール）事業 *TNR活動（トラップ捕獲・不妊手術・元の場所に戻す活動）	捕獲器（5台）購入資金・TNR費用	300,000円
(任意) あづみの国際化ネットワーク（AIN）	1. 日本語deスピーチ大会＆多文化共生クイズ2019 2. 多文化共生に向けた地域の日本語ボランティア養成講座（全6回）	会場費・講師謝礼・消耗品・記念品・原材料費・視察費	250,000円
(任意) 伊那谷親子リフレッシュプロジェクト	信州伊那谷親子リフレッシュツアー	バスチャーター費・会場使用料・食材費	300,000円
(特非) 山の遊び舎はらぺこ	災害や事故から子どもを守る保育環境づくり	幼児用・大人用ヘルメットの購入費・防災安全対策用品購入費・道具補強費・講師謝礼	300,000円
(特非) ITサポート銀のかささぎ	虐待を受けた子どもたちへICTで夢と希望を	学習支援活動謝礼・学習備品費・印刷費・委託費	300,000円
(任意) 子どものミカタプロジェクト	「4つのミカタ」電子書籍化プロジェクト	電子書籍作成費・人件費・交通費	300,000円
(任意) 井戸尻応援団	井戸尻を元気に！地域を元気に！	菅刈り、菅フキ作業費・野焼き費・土器作成費	180,000円
(特非) 麦っ子広場	サロン事業	広報誌編集、印刷費・日中支援員手当・勉強会運営費	171,600円
(特非) おひさまの丘	喀痰吸引受け入れ可能な施設に向けて	吸引器購入費	61,600円
(任意) アップルツリー	こどもとおとな食堂	食材費・備品購入費・管理費・スタッフ活動費・営業、ブログ管理費	264,000円
合計			2,427,200円

	これまでの寄付総額
NPOボランティア助成金	46,181,059円

NPOボランティア助成団体 代表者からの声（アップルツリー）

アップルツリーは松本近郊在住の子育て中のママたちが、子育て世代の皆さんが交流できる場を作ることを目的に立ち上げたこどもとおとな食堂です。赤ちゃんからお年寄りまでみんなが集える地域のお茶の間を目指し、「ママが元気になる」をコンセプトに活動しています。

手探りで始めた事業ですが、助成金のおかげで安定的に運営ができ、今までやろうと思ってできなかったことができるようになりました。大変うれしく、心から感謝しています。



代表 矢島 美咲 様



3. 各営業店における地域に根ざした福祉活動

各営業店では、地域の皆さま方との交流を大切に、運営委員会の企画・運営による地域に根ざした活動を広げています。また、各種活動を通じた収益金は、地域や様々な団体へ寄付等をさせていただいています。

※運営委員会は、各営業店単位で会員から選出された運営委員長と運営委員により構成され、各営業店における推進活動の中心的役割を担っています。

2018年度活動内容（一部抜粋）

支店	名称・実施事項	開催日	具体的な活動内容
本店営業部	チャリティーアニメ映画祭	12月8日	運営委員自主活動として映画祭を開催し入場料を小川村保育園へ寄付。
	物品寄贈活動	8月1日～8月24日	青年・女性委員会が主導し、各会員へ「ご自宅で眠っている食品・用品」を募集し、集まった物品をNPO法人ホットライン信州へ寄贈。
	善光寺境内清掃活動	11月17日、18日	青年女性委員会活動として、善光寺の境内にたまった落ち葉の掃除を中心に清掃活動。
大町支店	チャリティーろうきん親子アニメ祭り	10月20日	運営委員自主活動として映画祭を開催し、カンパ金を大北市5町村の社協へ寄付。
	大町春の一斉清掃	3月28日	大町市が実施している春の一斉清掃に参加し、店舗周辺の清掃活動(ゴミ拾い)を実施。
上田支店	第25回ろうきんCUP 少年少女サッカー大会	9月22日	上小地区の小学5年生以下の児童を対象とした16チームによるサッカー競技の実施。
伊那支店	チャリティーアニメ映画祭	10月20日	運営委員自主活動として映画祭を開催し入場料を「たかずやの里」及び「上伊那地域子ども応援プラットフォーム」へ寄付。
諏訪湖支店	チャリティー親子アニメ祭り	10月27日	運営委員自主活動としてアニメ映画上映の入場料を岡谷市、諏訪市、下諏訪町の3市町の社会福祉協議会へ寄付。
飯田支店	チャリティーアニメ祭	12月22日	運営委員自主活動としてアニメ祭を開催し、入場チケット料を飯田市社協、大鹿村社協へ寄付。
須坂支店	チャリティーアニメ映画祭	9月22日	運営委員会自主活動として映画祭を開催し、入場料を須坂市の児童クラブ・児童センターへ寄付。
	マラソン大会給水ボランティア	10月21日	運営委員会自主活動としてマラソン大会の出場ランナーに対して給水サービスを実施。
佐久支店	ふれあいアニメ映画会	11月23日	運営委員自主活動として映画祭を開催、入場料を小海町の児童発達支援事業あゆみ園へ寄付。
丸子支店	親子ふれあい祭り	11月24日	運営委員自主活動として開催し、売上金で書籍を購入し、東御市及び長和町に寄贈。
	特別養護老人ホーム 清掃活動	3月2日	運営委員自主活動として、施設内の落ち葉清掃活動を実施。
	フードバンクへの食品寄付	3月2日	運営委員自主活動として、各会員より食品を集め、フードバンクへ寄贈。
福島支店	ろうきん旗争奪 木曽郡学童軟式野球大会	7月16日、21日	木曽郡学童軟式野球大会を主催し、優勝・準優勝チームに記念メダルを贈呈。
	チャリティー親子アニメ祭り	11月23日	運営委員自主活動として映画祭を開催し、入場料を木曽町社会福祉協議会、南木曽町社会福祉協議会へ寄付。
長野東支店	チャリティーアニメ映画祭	12月8日	運営委員自主活動として映画祭を開催し入場料を長野市・飯綱町・信濃町・小川村の各保育園へ寄付。
	クリスマスパーティー	12月15日	パーティー内で募金を実施し、長野市内の児童養護施設4施設に本を寄贈。
松本支店	少年サッカー大会	6月23日	運営委員自主活動として、松本市内のサッカークラブ所属の少年たちを対象にしたサッカー大会を開催。
	チャリティー映画祭	10月6日	運営委員自主活動として映画祭を開催し、カンパ金を松本市へ寄付。
小諸支店	チャリティー映画会 ろうきん親子アニメ祭り	8月25日	運営委員自主活動として映画祭を開催し、入場料を軽井沢町社会福祉協議会、御代田町社会福祉協議会、立科町社会福祉協議会へ寄付。
駒ヶ根支店	チャリティー親子アニメ祭り	11月18日	運営委員自主活動として映画祭を実施し、入場料は飯島町社会福祉協議会へ寄付。
中野支店	ふぁみフェス (チャリティーアニメ祭)	9月29日	運営委員自主活動としてふぁみフェスを開催し、入場料を飯山市、木島平村、飯山こども食堂へ寄付。
	店周・近隣の清掃、雪かき	毎月10日	月1回店周・近隣の清掃及び冬季は店周の除雪を実施。

支店	名称・実施事項	開催日	具体的な活動内容
更埴支店	チャリティー ろうきん親子アニメ祭り	10月20日	運営委員自主活動として映画祭を開催、入場料をへ千曲市社会福祉協議会と坂城町社会福祉協議会へ寄付。
	第12回 みんなで育てる協働の森づくり (千曲市植樹祭)	5月12日	運営委員自主活動として、千曲市主催の植樹祭へ参加し、約1,100本の苗木を植樹。
	第12回 みんなで育てる協働の森づくり (千曲市育樹祭)	10月6日	運営委員自主活動として、千曲市主催の育樹祭へ参加し、植樹祭にて植樹した約1,100本の苗木の育樹作業の実施。
茅野支店	チャリティー親子アニメ祭	11月17日	運営委員自主活動として映画祭を開催し、入場料を茅野市社会福祉協議会へ寄付。
塩尻支店	チャリティー親子 アニメまつり	7月21日	運営委員会自主活動として、地区労福協フェスティバルと同時開催し、入場料(670名*200円分)は塩尻市「こども夢基金」・朝日村へそれぞれ寄付。
	お昼寝アート撮影会& アルバムカフェ	12月5日	家事・育児に頑張る女性応援企画。お昼寝アートの撮影会並びに、記念のアルバム作成を実施。10組20名の親子が参加。
	親子マネー教室	12月15日	暮らしサポートセンター・地区労福協と協働して、ゲームを楽しみながら、お金の大切さを学ぶ学習会実施。
あづみ野支店	チャリティー親子ふれ愛祭り	12月15日	運営委員自主活動として地区労福協と協同開催し、入場料全額を県立こども病院へ寄付。
	アルプス花街道への参加	5～9月頃	市内80企業・団体との協同活動し、安曇野市内沿線の道路への植栽活動を実施。

(上記活動は全て2018年度内のものとなります。)

<須坂支店>マラソン大会給水ボランティア



<更埴支店>千曲市植樹祭



<丸子支店>東御市への寄付



<小諸支店>軽井沢町社会福祉協議会への寄付



<塩尻支店>親子マネーセミナー



<茅野支店>チャリティー親子アニメ祭



4. 自然災害に係る取組み

自然災害（地震・台風・大雨・大雪等）により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申し上げます。

当金庫では、復興に向けた支援として、以下の取組みを行っております。

1 融資関連取引の特別措置

被災された方々の早期生活安定と災害復旧を図るため、被災された方またはその親族の方を対象とした「災害救援ローン」のお取扱いをしています。（詳細は店頭までお問い合わせください。）

2 振込手数料免除措置の実施

当金庫が指定する災害義援金口座への送金にかかる為替手数料の無料化を実施しています。

5. 各地方自治体との連携活動

各地方自治体と連携し、「市町村協調融資制度」を実施しています。2019年度より制度を拡充いたしました。

詳細は最寄りの店舗窓口にお問い合わせください。

6. 障がいをお持ちの方とのお取引等について

障がいをお持ちのお客様に対する各種手数料の無料化*を実施しています。また、全店舗において車椅子使用者用の記帳台を設置しています。

※無料となる手数料の詳細は、32・33ページの手数料一覧をご覧ください。

7. 職業訓練者支援活動

優れた技能者を育成するためのサポートを目的として「技能者育成資金融資」を取扱っています。また、雇用保険を受給できない求職者の方の職業訓練受講期間中の生活支援を目的として「求職者支援資金融資」を取扱っています。

詳しくは、当金庫または、長野県内のハローワークにご相談ください。

8. 次世代特例認定マーク「プラチナくるみん」の取得について

当金庫は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備に向けた「行動計画」を策定・推進し、2014年2月に次世代認定マーク「くるみん」を取得いたしました。さらに、認定企業のうち、より高い水準の取組みを行い一定の基準を満たした企業に認定される特例認定「プラチナくるみん」を2016年6月に取得いたしました。

今後も引き続き、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を推進するとともに、仕事と育児を両立できる職場環境づくりに取組んでまいります。



環境活動

地球の自然環境に真摯に向き合い、環境問題にも積極的に取組んでいます。

1. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」を遵守した取組み

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動原則として環境省が主導して策定されているものです。当金庫も本原則の主旨に則り、環境金融への積極的な取組みを実施しています。

2. 環境美化活動

当金庫は環境美化活動を行っています。

本店及び営業店においては定期的に清掃活動を行うなど、地域環境美化に向けた取組みを継続実施しています。

3. その他の取組み

当金庫において作成する一部の印刷物には、地球環境に配慮した、ベジタブルインクを採用しています。

また、CO₂排出量の低減をめざし、一部の店舗においては、地球環境にやさしい「ソーラーエネルギー」（5店舗）・「地中熱利用ヒートポンプ」（1店舗）を使用しています。（2019年7月1日現在）

サービスのご案内

ATM利用手数料 還元サービス	他金融機関ATMでのお引出しにかかる手数料の全額をキャッシュバック！ 都銀・地銀・信金・信組・JAなどMICS提携金融機関やゆうちょ銀行、さらにコンビニのATM・CD、VIEW ALTTE（ビューアルッテ）のATMを利用してお引出しされた場合の手数料は、お引出しの直後にお客様の普通預金（貯蓄預金）口座に全額キャッシュバックされます。
キャッシュサービス	ろうきんキャッシュカードがあれば、全国の〈ろうきん〉をはじめ、MICS提携金融機関、セブン銀行、ゆうちょ銀行及びイオン銀行、イーネット、LANs（ローソン・エディエム・ネットワークス）、VIEW ALTTE（ビューアルッテ）のATM・CDで預金のお引出しができます。
自動支払いサービス	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金やクレジットカードのご利用代金、各種保険料、県営住宅家賃などを普通預金（総合口座）から自動的にお支払いしますので、集金・払込みの煩わしさがなくなります。
入金ネット提携サービス	全国のろうきん・セブン銀行・ゆうちょ銀行・イオン銀行・イーネット・LANs（ローソン・エディエム・ネットワークス）のATMでは手数料がかかることなくカードによる入金ができます。加えて、第二地銀・信用金庫・信用組合の「入金ネット」提携金融機関のATMでもカードによる入金が手数料なしでできます。
ろうきんUCカード	日本で、海外で、サインひとつでショッピングが楽しめる便利なカード。 UCマスターとUC-VISAの2種類のカードをご用意しています。
デビットカードサービス	現在お持ちの「ろうきんキャッシュカード」を「J-Debit」アクセプタンスマークのあるお店（加盟店）で、そのまま買い物や飲食代、税金のお支払いにご利用いただける他、キャッシュアウト加盟店ではキャッシュアウトがご利用いただけます。
給与振込	毎月の給与、一時金（ボーナス）がお客様のご指定いただいた普通預金（総合口座）に自動的に振込まれますので安全・確実にお受取りいただけます。
年金自動受取り	厚生年金・国民年金をはじめ、各種共済年金などもお客様の口座に自動的に振込まれますので、早く確実にお受取りいただけます。
公金収納サービス	県民税・市町村民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税等の長野県や市町村の公金納付を取扱っています。
振込（為替）	全国のろうきん本支店の他、銀行（ゆうちょ銀行含む）・信金・信組・JAへの振込み及び送金をオンラインで行います。ろうきんATMでのキャッシュカードによるお振込みもご利用いただけます。
定額自動送金サービス	定例的に一定額を普通預金口座から引き落とし、あらかじめ指定された口座（全国のろうきん本支店・他金融機関）に送金します。
貸金庫	お客様の大切な書類・貴金属などの財産を火災・地震・盗難からお守りします。（一部営業店でのみの取扱いとなります）
投信定時定額買付サービス	一度お手続きいただければ、投資信託を定期的に自動的ににお買付いただけるサービスです。
インターネットバンキング 投資信託	インターネットを通じて、投資信託のご契約等をいただけるサービスです。

福島支店のリノベーション&リニューアル（2019年4月）

福島支店は、1982年11月に現在の木曽町福島八沢に移転・新築後約35年が経過する2017年において、店舗の耐震性や安全性の確保、地域や自然環境への配慮等各種の視点をもって、長野ろうきんの店舗として初の試みとなる「リノベーション」（大規模修繕）実施を判断し、2018年より着工いたしました。この間、会員やお客様のご理解のもと福島支店2階に仮営業室を設け工事と並行して窓口営業するなどの対応を行ってまいりました。

木曽5木のひとつである「サワラ」をはじめ、木材を店舗内外に使用し、町内の街並みと店舗外観との調和を志向する一方、店内は相談コーナーの充実、1階お客様トイレなどの設備を整え、2019年4月3日（水）にリニューアルオープンいたしました。

木曽地域の会員、お客様に寄り添い、お役にたてる福祉金融機関であり続けるよう、支店職員精一杯頑張っておりますので、ご支援及びご利用をお願いいたします。



預金商品

■ 毎日の暮らしをサポートする便利な預金

預金の種類		期 間	しくみ・特徴
総合口座		—	「貯める・受取る・支払う・送金する・借りる」の機能をセットした便利な口座。
流動性預金	普通預金	出し入れ自由	給与振込・年金等の受取り口座や公共料金・クレジット等の自動支払いなど日常生活にご利用いただける預金。 ●普通預金には、通帳不発行口座の普通預金もございます。通帳を発行せずキャッシュカードでのお取引となります。お取引内容は、利用手数料無料のろうきんダイレクト（インターネット・モバイルバンキング）もしくは預金取引明細表の発行にてご確認くださいませ。
	普通預金無利息型	出し入れ自由	預金保険制度により全額保護される普通預金。お利息はつきません。通帳不発行口座もご利用いただけます。
	貯蓄預金	出し入れ自由	お預け入れ残高に応じて、段階的に金利を設定する預金。

■ まとまった資金を安全な資産で運用

預金の種類		期 間	しくみ・特徴
定期預金	スーパー定期預金	1か月以上10年以内	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金。
	自由金利型定期預金（大口定期預金）		1,000万円以上の大口資金の運用に適した定期預金。
	ワイド定期預金（期日指定定期預金）	最長3年	300万円未満の資金で、最長預入期間（3年）を定めて預け入れ、1年経過後の任意の日を1か月前までの指定により満期日とすることができる定期預金。
	変動金利定期預金	1年・2年・3年	6か月ごとに金利が変動する定期預金。
	年金指定定期預金	1年	年金受取口座をろうきんにご指定された方がご利用いただける定期預金。（お預け入れは300万円までです。）
	退職金専用定期預金	1年・3年・5年	退職金支給日から1年以内に100万円以上の退職金を当金庫へお預けいただける方にご利用いただける定期預金。
	相続定期預金	1年	当金庫所定の相続手続きにより、相続による預金払戻が発生してから1年以内に相続金をお預けいただける方がご利用いただける定期預金。
	虹の定期預金	1年以上	ろうきんの財形預金を退職時に解約した金額の範囲内でのお預け入れいただける定期預金。
	資産運用セットプラン	6か月・1年	投資信託購入相当額を上限として、定期預金と投資信託の同時お申込みの際にご利用いただける定期預金。（同時申込合計額20万円以上で、かつ定期預金申込額が総額の50%以下の金額の場合に限ります。）
	教育・子育て世代応援定期預金	3年・5年	ろうきん住宅ローンのご利用者（連帯債務者を含む）とその配偶者で、新生児から大学院までのお子様がいらっしゃる方がご利用いただける定期預金。（10万円以上のお預け入れが対象となります。）

■ 目標や夢にあわせて自由に、計画的に

預金の種類		期 間	しくみ・特徴	
財形貯蓄	一般財形	3年以上	積み立てを継続しながら、1年を経過すればお引出しが可能になる多目的な資金づくりに適した積立預金。	
	財形住宅	5年以上	住宅の新築・購入・増改築などのマイホームのご計画にあわせた住宅資金づくりに最適な積立預金。	両方合わせて 550万円まで非課税。
	財形年金	5年以上	満60歳以降に年金タイプでお受取りいただく、将来に備えた私的年金資金づくりに最適な積立預金。	
積立型	エース預金	3年以上	「エンドレス型」「確定日型」「年金型」の3タイプがあり、ライフプランにあわせて自由に積み立ていただける預金。（「エンドレス型」は積立期間の定めはありません。）	
	わたしの積立 ろうきんchou-chou シリーズ	3年以上	仕事に、家事に、育児に、毎日がんばって「はたらく」女性を応援するための女性専用積立預金。目的別に「フトゥール、こども積立、プリュス」の3タイプからお選びいただけます。（こども積立は16歳以下のお子様の保護者の方であれば男性のお客様にもご利用いただけます。）	

■ その他の預金

預金の種類	期 間	しくみ・特徴
当座預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	代金決済に便利な小切手利用のための預金。
通知預金	7日以上	まとまった資金の短い期間の運用に適した預金。 (預入後7日間の据置が必要です。お引出しの場合は、お引出し日の2日前までにご連絡ください。)
譲渡性預金	1日以上10年以内	5,000万円以上で債権譲渡可能な定期預金。 (預金保険制度の対象外です。)

資産運用商品

*以下の商品はリスクが伴いますので、お申込みにあたっては契約締結前交付書面や目論見書をご覧ください商品内容を十分にご理解の上、ご利用ください。

商品名	期 間	申込単位	特徴・留意点
国債	10年	1万円	国が発行する個人のお客様を対象とした債券です。 ※ 長期利付国債・中期利付国債につきましては、新規お取扱いを終了いたしました。
	5年		
	3年		
投資信託			お客様のさまざまな資金運用ニーズにお応えするため、各種の投資信託商品をお取扱いしています。値動きのある有価証券を中心に投資するため、高い収益が期待できる反面、価格変動や為替市場の変動などによって投資元本を割り込むことがあります。
個人型確定拠出年金 (iDeCo)			個人型確定拠出年金 (iDeCo) とは、公的年金に上乗せする私的年金のひとつです。 加入者自らが掛金を拠出して、自らが運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受けることができます。

※当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託及び登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務を行っておりません。

イデコ
ろうきん iDeCo

個人型確定拠出年金



公務員や専業主婦を含めた
ほぼすべての現役世代の方が
ご加入いただけます。

ローンの種類		お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴
カードローン	マイプラン	自由 ※事業性資金、投機的資金を除きます。	500万円		ご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただけます。
	教育ローン（カード型）	教育関係費用全般に	1,000万円	20年以内 （貸越利用期間を含む）	在学期間中はご利用限度額（極度額）の範囲内で繰り返しご利用いただき、卒業後は証書貸付に切り替えて、元金金をご返済いただけます。
	ろうきん chou-chou カード	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金は除きます。	50万円		女性専用商品。 ご利用限度額（極度額）の範囲で繰り返しご利用いただけます。
	カーローン「車天狗」	車に関する費用	500万円	10年以内	車・バイクの修理、免許取得費用等にもご利用いただけます。
	カーローン 車天狗（Web）	車に関する費用	500万円	10年以内	お客さまが融資の申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。会員労働組合に未加入の方（一般勤労者）のみご利用いただけます。
	教育ローン（証書貸付型）	教育関係費用全般に	1,000万円	20年以内	固定金利型は6年6か月を限度に元金据置方式（利息のみ返済）がご利用いただけます。
	無担保住宅ローン	新築、増改築及び土地購入等住宅資金に	2,000万円	25年以内	住まいに関わる費用全般にご利用いただけます。
	多目的ローン	物品購入資金、旅行資金、医療費、結婚資金などに	500万円	10年以内	ライフプランに合わせ、さまざまな目的にご利用いただけます。
	教育・子育て世代応援ローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費などに	500万円～2,000万円 （お使いみちにより異なります）	25年以内 （お使いみちにより異なります）	ろうきん住宅ローンのご利用で、新生児から大学院までのお子様がいいらっしゃる方がご利用いただけます。
	フリーローン	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金を除きます。	500万円	10年以内	お申込み簡単で、手続きスピーディー。
	フリーローン（Web）	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金を除きます。	500万円	10年以内	お客さまが融資の申込みから実行までの一連の手続きをWebサイト上で完結する非対面取引型の商品です。会員労働組合に未加入の方（一般勤労者）のみご利用いただけます。
	ろうきん chou-chou YELL	自由 ※事業性資金、投機的資金、負債整理資金、生活費、クレジットカードの借換は除きます。	200万円	10年以内	ひとり親世帯の方がご利用いただけます。
	ろうきん コープローン	教育、車、住まいに関するもの、物品購入、旅行資金、医療費などに	500～2,000万円 （お使いみちにより異なります）	25年以内 （お使いみちにより異なります）	「長野ろうきん」に事業体として出資し、会員加入いただいている生活協同組合の組合員の方及びその方と同一生計のご家族の方がご利用いただけます。 ※対象とする生活協同組合については、お近くの店舗へお問い合わせください。
	福祉ローン	教育資金や車の購入など目的に応じた資金、介護機器の購入など介護に必要な資金、介護・育児休業中における生活費、災害復旧に要する資金	500万円	10年以内	育児期間中の勤労者の方、ひとり親世帯の方、身障者手帳を保持している方、身体障がい者の方と生計を一にするご家族、介護を必要とする方と同居しているご家族、介護・育児休業中または取得する方がご利用いただけます。
	災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復旧工事費、被災による家財道具購入費、傷病の入院・治療費、災害復旧に要するその他生活資金及び当座の生活資金	2,000万円 （お使いみちにより異なります）	10年以内 （被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費については25年以内）	地震や台風などの自然災害に罹災された際の復興資金等としてご利用いただけます。
無担保ローン	無担保借換えローン「おまとめ君」	他金融機関から複数ローンの一本化・借換え	500～1,000万円	10年以内	ろうきんの会員に属する組合員の方の限定商品です。 ※一部商品についてはろうきんの会員に属する組合員以外の方も利用可能となっています。
	継続支援融資制度「アシスト」	自動車・教育・住宅・冠婚葬祭・福祉・介護などの生活資金	100万円～200万円 （お使いみちにより異なります）	10年以内 （お使いみちにより異なります）	当金庫の多重債務支援スキームに則した負債整理を実施した場合、目的が明確な生活資金・住宅資金について融資を可能とする制度です。 ろうきんの会員に属する組合員の方の限定商品です。

	ローンの種類	お使いみち	ご融資限度額	ご返済期間	しくみ・特徴
無担保ローン	技能者育成 資金融資	職業能力開発総合大学校及び公 共職業能力開発施設等における 授業料等	職業能力開発施設 等発行の「確認書」 記載金額 (上限300万円)	据置期間 + 10年以内 ※据置期間＝ 訓練期間終了の 属する月+1か月	優れた技能者を育成するためのサポート として、優秀な成績を修め、かつ経済的 な理由により職業能力開発総合大学校お よび公共職業能力開発施設等（以下、能 開施設）の行う職業訓練を受けることが 困難な訓練生のうち、能開施設の長から 推薦のあった者に対して、融資を可能と する制度です。
	求職者支援 資金融資	職業訓練受講中の生活資金	配偶者、子又は父 母等を有する者 120万円～240万円 それ以外 (単身者等) 60万円～120万円 (訓練期間により異 なります)	10年以内 (融資額50万円 未満は5年以内)	職業訓練受講中の生活維持をはかること を目的とした融資制度です。
有担保ローン	住宅ローン 	新築・増改築・土地購入・借換 えなど	7,000万円	40年以内	固定金利選択型、全期間固定金利型、全 期間変動金利型がございます。 ※随時返済手数料無料 ※団体信用生命保険(借入額全額)付
	住宅ローン  「ふわっと500」	上記のお使いみちに加え、他金 融機関でご利用中の無担保ロー ン借換や家電・家具等の家財購 入費（最高500万円） ※当金庫でご利用中の目的型無 担保ローンの借換も対象にな ります。（カードローン（教 育ローンカード型でカード利 用中を含む）、フリーローン、 負債整理資金を除く）			
	金利上限付変動金 利型住宅ローン 「キャップローン ミラクル6」	新築・増改築・土地購入・借換 えなど		20年以内	上限金利付の安心感はそのまに、6タ イプのキャップローンからご利用いた だけます。
	フラット35	新築、中古住宅購入、借換え	100万円～ 8,000万円	15年以上 35年以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業を 活用した長期固定金利型の住宅ローン。
	災害救援ローン	被災住宅の修理・改修などの復 旧工事費、被災による家財道具 購入費、傷病の入院・治療費、 災害復旧に要するその他生活資 金および当座の生活資金	5,000万円	40年以内	自然災害に罹災された際の復興資金等 としてご利用いただけます。
	NPOサポート ローン	NPO活動における運転資金・設備資金・つなぎ資金にご利用いただけます。			
公的資金		住宅金融支援機構、日本政策金融公庫教育ローン			

共済代理業務及び損保窓販業務

業務	業務の概要
共済代理業務	こくみん共済 coop（全国労働者共済生活協同組合連合会）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」及 び「住まいる共済」の代理募集の取扱いを行っています。
損保窓販業務	損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

商品情報



●2019年7月1日現在 ●詳しくはお近くの〈長野ろうきん〉にお問い合わせください。

為替手数料

振込手数料（1件につき）

種 類			手数料	
			5万円未満	5万円以上
窓口	長野労金内	電信扱い	無 料	
	他労金あて	電信扱い	216円	432円
	他行あて	電信扱い	648円	864円
		文書扱い		
ATM ろうきんカード	長野労金内		無 料	
	他労金あて			
	他行あて		324円	540円
ATM ろうきんカード以外 (注)	長野労金内		無 料	
	他労金あて			
	他行あて		324円	540円
テレホンバンキング サービス	長野労金内		無 料	
	他労金あて			
	他行あて		324円	540円
インターネットモバイル バンキング	長野労金内		無 料	
	他労金あて			
	他行あて		216円	432円
団体向けIB ファームバンキング	長野労金店舗間		無 料	
	他労金あて			
	他行あて		216円	432円

(注) 長野労金のATMで長野労金カード以外による振込の場合、上記の該当する振込手数料に加えて、次の自動機利用手数料が必要になります。
平日8時45分～18時00分までは108円
平日8時45分～18時00分以外の時間帯及び土曜・日曜・祝日・年末休日は216円

その他為替手数料（1件につき）

種 類		手数料	
		ろうきん内	他行あて
送金手数料		432円	648円
代金取立手数料		432円	至急扱い 648円
			普通扱い 864円
その他	振込・送金の組戻料	648円	
	取立手形組戻料	648円	
	取立手形店頭呈示料	648円	
	不渡手形返却料	648円	

※上記の手数料金額は1件または1通あたりとなります。
※取立手形店頭呈示料は648円を超える場合には実費を申し受けます。
※支払場所となる店舗において直接口座に入金される小切手の代金取立手数料は無料となります。

自動送金サービス（1件につき）

種 類	手数料
振替送金 (長野労金内、他労金あて)	54円
為替送金 (他行あて)	54円+振込手数料(※)

※振込手数料については、他行あて5万円未満のお振込は324円、5万円以上は540円となります。

発行手数料

発行手数料

種 類	手数料	
キャッシュカード	無 料	
ICカード	1枚につき	1,080円
各種証明書	1通につき	216円
出資金残高証明書	1枚につき	216円

※ICカードのシングルストライプのローンカードは無料となります。

紛失再発行手数料

種 類	手数料	
通帳・証書	1冊(枚)につき	540円
キャッシュカード	1枚につき	540円
ICカード	1枚につき	1,080円
ろうきんダイレクト 契約者カード	1枚につき	432円
出資証券	1枚につき	540円

※財形預金契約の証の再発行手数料は無料となります。
※キャッシュカードにはマイプラン、ミニット、生き活きカードを含みます。

窓口両替手数料

窓口両替手数料（1回につき）

紙幣・硬貨の枚数 (持込または払出しいずれが多い方)	手数料
1～49枚	無 料
50～300枚	216円
301～500枚	324円
501～1,000枚	432円
1,001枚以上	648円+1,000枚ごとに324円

※以下の場合におきましても、上記硬貨枚数に応じた両替手数料を申し受けます。
1. 多量硬貨による預金口座へのご入金
2. 預金口座からの多量硬貨のご出金
3. 多量硬貨でのお振込
※お手続きの内容に応じ、手数料が無料となる場合があります。詳細は窓口へお問い合わせください。

普通預金（通帳不発行型）手数料

切替手数料

切 替	手数料
有通帳型 → 無通帳型	無 料
無通帳型 → 有通帳型	1冊につき540円

カード利用手数料

■ カード利用手数料（当金庫のATMをご利用された場合の1件につき）

	ご利用日・時間 ^(※1)	ろうきんカード	ゆうちょ銀行カード	提携金融機関カード(MICS)	入金ネット加盟金融機関カード
		支払・入金	支払・入金	支払	入金
平日	8:45～18:00	無 料	108円	108円	108円
	8:00～ 8:45 18:00～21:00		216円	216円	216円
土曜日	9:00～14:00		108円	216円 ^(※2)	216円 ^(※2)
	14:00～19:00		216円		
日曜・祝日	9:00～19:00		216円	216円 ^(※2)	216円 ^(※2)

※1 CD/ATMは、店舗により稼働時間が異なります。

※2 関係法令に従い一部のお客様につきましては上記手数料が減額となる場合があります。

■ セブン銀行ATM利用手数料（ろうきんカードご利用時）

種 類		手数料	
		7:00～19:00	19:00～7:00
預金のお引出し	平日	無 料	108円
カードローンのお借入れ	土曜日		
	日曜・祝日		
預金のお預入れ	平日	無 料	
カードローン返済	土曜日		
残高のご照会	日曜・祝日		

※19:00～7:00まではお引出し手数料が必要になりますが、即時、お客様の普通預金（貯蓄預金）口座に全額キャッシュバックいたします。（セブン銀行ATMは、一部設置されていない地域・店舗があります。）

■ イオン銀行ATM利用手数料（ろうきんカードご利用時）

曜 日	ご利用時間	手数料
平日（月～金）	8:00～23:00	無 料
土曜・日曜・祝日	8:00～21:00	
12/31、1/1～1/3、5/3～5/5	8:00～21:00	

※ATMの稼働時間は、設置場所によりお取扱いが異なります。

■ イーネット・ローソン銀行利用手数料（ろうきんカードご利用時）

	ご利用時間	手数料
預金のお引き出し	365日24時間	無料
預金のお預入れ		
残高のご確認		

※一部設置していない店舗や営業時間などにより、ご利用いただけない場合があります。詳しくはイーネット・ローソン銀行のホームページにてご確認ください。

■ VIEW ALTTE（ビューアルッテ）利用手数料（ろうきんカードご利用時）

	ご利用時間	手数料
預金のお引き出し*	初電～終電 (365日)	無料
残高のご照会		

※VIEW ALTTEのATMでは、貸越・カードローンのご利用はいただけません。詳しくはVIEW ALTTEのホームページにてご確認ください。

その他の手数料

■ 預 金

種 類	手数料
小切手帳発行手数料（1冊50枚綴り）	540円
自己宛小切手発行手数料（1枚につき）	540円
手形帳発行手数料 （1冊50枚綴り）	約束手形 540円
	為替手形 540円
マル専手形用紙代金（1冊）	540円

■ 融 資

種 類	手数料
選択宣言の全額繰上償還手数料 （変動金利は除く）	32,400円
不動産担保ローン 取扱手数料	会員労働組合にご加入の方 10,800円
	会員労働組合に未加入の方 21,600円
住宅ローン約定変更手数料 （長プラ連動型から労プラ連動型への変更）	5,400円

■ 個人情報開示請求手数料

開示項目		手数料	
基本手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・会員組合（会員団体名）	依頼書1通につき	1,080円
	預金残高・借入残高	1口座1基準日毎	540円
加算手数料	取引履歴	1口座1か月 ^(※) 毎	540円
	その他	1項目毎	1,080円

※期間は暦月ベースで計算いたします。

32、33ページの手数料について

☆ 障がいをお持ちのお客様については、黄色網掛部分以外の個人取引の手数料が無料となります。詳しくは、店頭窓口におたずねください。

☆ 上記の各種手数料には消費税（消費税率6.3%及び地方消費税率1.7%の合計消費税率8%）を含んでいます。

☆ 各種手数料及び記載のない事務取扱手数料等につきましては、店頭窓口までお申し付けください。

ATM利用手数料還元サービス

ATM利用手数料還元サービスにより、他金融機関ATMでのお引出しにおける手数料の全額をキャッシュバックいたします。「お引出し」はお近くのATMをご利用ください。



『お引出し』はお近くのコンビニATMで

- 長野ろうきんのカードなら、全国のろうきんはもちろん、銀行・信用金庫・JAバンクなどMICS加盟の提携金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニATM(セブン銀行・イーネット・ローソン銀行等)、イオン銀行、JR東日本の駅構内にあるビューカードATMがご利用いただけ、しかもお引出し手数料は即時、**全額をキャッシュバック**。つまり、お引出し手数料は実質**「無料」**です。(一旦、手数料をお預かりしますが、直後に全額ご返金いたします。)
- ※ 長野ろうきんのキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)・ローンカードがキャッシュバックサービスの対象となります。
- ※ ATMの設置場所及び利用時間については、各金融機関のホームページ等でご確認ください。
- ※ 毎月第1・第3月曜日の2:00から6:00、またハッピーマンデー前日の21:00から翌朝6:00は、定期システムメンテナンスのため、セブン銀行をはじめ、すべてのATMでろうきんのカードがご利用いただけません。
- ※ サービスの詳細は、店頭・ホームページでご確認ください。

店舗外ATMのご案内 (2019年7月1日現在)

※各営業店の外壁ATMの設置場所については、35ページの各店舗の所在地をご覧ください。

土 土曜日でもご利用いただけます。
日曜祝日 日曜日・祝日もご利用いただけます。

■ 長野県庁ATM



土 日曜祝日
長野市大字南長野字幅下692-2

■ 飯山本町ATM



土
飯山市大字飯山1194-1

■ 諏訪市役所ATM



土 日曜祝日
諏訪市高島1-22-30

お取引内容・サービスのご案内

	主なお取引内容	主なサービス内容
店舗外壁ATM	● お預け入れ ● お引き出し ● お振込み ● 残高照会	● 通帳記帳 ● 通帳繰越 ● 暗証番号変更
店舗外ATM	● 定期お預け入れ、ご解約	● 支払限度額減額変更

※お振込みは当日振込時間(平日8:00~15:00)外は翌営業日の振込予約となります。
※通帳繰越は普通預金のみのお取扱いとなります。
※支払限度額変更は、引下げのみ可能です。
※お取引・サービス内容の詳細は窓口までお問い合わせください。

■ ATM営業時間

	平日	土曜日	日曜日・祝日
店舗外壁ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
店舗外ATM			
長野県庁ATM	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
飯山本町ATM	9:00~19:00	9:00~17:00	取扱なし
諏訪市役所ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00

※本店営業部の外壁ATMは平日21:00までご利用いただけます。
※次の店舗の外壁ATMは平日20:00までご利用いただけます。
南松本出張所、大町支店、上田支店、伊那支店、伊北出張所、須坂支店、諏訪湖支店、佐久支店、長野東支店、松本支店
※飯山本町の店舗外ATMは12/31、1/1~1/3休止となります。
※長野県庁・諏訪市役所の店舗外ATMは1/1~1/3休止。
12/31は9:00~19:00までとなります。

店舗のご案内

① 本店営業部



長野市県町523
TEL (026) 237-3737

② 本店営業部稲里出張所



長野市稲里1-6-7
TEL (026) 285-7600

③ 長野東支店



長野市高田598-1
TEL (026) 241-1231

④ 須坂支店



須坂市馬場町1217-20
TEL (026) 245-1419

⑤ 中野支店



中野市三好町1-4-6
TEL (0269) 26-0222

⑥ 更埴支店



千曲市杭瀬下21-23
TEL (026) 273-2323

⑦ 上田支店



上田市天神2-4-78
TEL (0268) 22-2218

⑧ 丸子支店



上田市長瀬2998-1
TEL (0268) 35-1122

⑨ 小諸支店



小諸市相生町3-1-1
TEL (0267) 22-4500

⑩ 佐久支店



佐久市中込3123-2
TEL (0267) 62-4500

⑪ 松本支店



松本市大手1-8-10
TEL (0263) 35-3111

⑫ 松本支店南松本出張所



松本市双葉12-62
TEL (0263) 26-3440

⑬ 塩尻支店



塩尻市大門六番町3-13
TEL (0263) 53-5588

⑭ 大町支店



大町市大町3173-2
TEL (0261) 22-3113

⑮ あづみ野支店



安曇野市豊科4622-8
TEL (0263) 72-3222

⑯ 福島支店



木曽郡木曽町福島5335-2
TEL (0264) 22-2355

⑰ 諏訪湖支店



岡谷市南宮2-1-20
TEL (0266) 22-1000

⑱ 茅野支店



茅野市塚原1-14-40
TEL (0266) 72-2000

⑲ 伊那支店



伊那市山寺249-3
TEL (0265) 72-7266

⑳ 伊那支店伊北出張所



上伊那郡箕輪町中箕輪7920-4
TEL (0265) 70-6880

㉑ 駒ヶ根支店



駒ヶ根市赤穂10747-6
TEL (0265) 82-6555

㉒ 飯田支店



飯田市中央通り3-6-5
TEL (0265) 22-4100

長野県労働金庫 本部

長野市県町523
TEL (026) 237-3700

インターネット長野支店

長野市県町523
<https://www.nagano-rokin.co.jp/>
(金庫ホームページアドレス)

※当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(代理店)はありません。

ローンセンターのご案内

県下9か所に展開するローンセンターでは、経験豊かな専門スタッフが、住宅・土地購入資金、リフォーム、住宅ローンの借換、カーローン、教育資金、返済計画の見直しなど、あらゆるローンに関するご相談にお応えします。

■ ローンセンター長野東 ■ ローンセンター稲里 ■ ローンセンター上田 ■ ローンセンター佐久 ■ ローンセンター松本大手



長野市高田598-1
TEL (026) 263-3688



長野市稲里1-6-7
TEL (026) 285-7600



上田市天神2-4-78
TEL (0268) 29-8800



佐久市中込3123-2
TEL (0267) 62-8591



松本市大手1-8-10
TEL (0263) 34-0088

■ ローンセンター松本双葉 ■ ローンセンター諏訪湖 ■ ローンセンター伊那 ■ ローンセンター飯田



松本市双葉12-62
TEL (0263) 28-1822



岡谷市南宮2-1-20
TEL (0266) 24-8080



伊那市山寺249-3
TEL (0265) 77-0023



飯田市中央通り3-6-5
TEL (0265) 48-8188

営業のご案内

営業時間		定休日
平日	9:00～15:00	● 祝日及び振替休日（土・日曜日が祝日の場合は営業） ● 年末年始（12月31日～1月3日） ● ゴールデンウィーク（5月3日～5月5日）
土・日曜日	9:00～17:00	

毎月第2土曜日は「土曜ローン相談会」開催中

毎月第2土曜日は、全店一斉開催による「土曜ローン相談会」を開催しています。お気軽にご相談ください。（2019年7月1日現在）

- 開催時間 9:00～17:00
- 開催場所 全店舗

店舗のご案内MAP

中信地区

- 11 松本支店（ローンセンター松本大手）
- 12 松本支店南松本出張所（ローンセンター松本双葉）
- 13 塩尻支店
- 14 大町支店
- 15 あづみ野支店
- 16 福島支店

南信地区

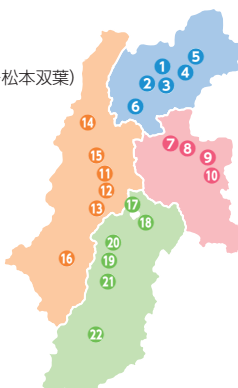
- 17 諏訪湖支店（ローンセンター諏訪湖）
- 18 茅野支店
- 19 伊那支店（ローンセンター伊那）
- 20 伊那支店伊北出張所
- 21 駒ヶ根支店
- 22 飯田支店（ローンセンター飯田）

北信地区

- 1 本店営業部
- 2 本店営業部稲里出張所（ローンセンター稲里）
- 3 長野東支店（ローンセンター長野東）
- 4 須坂支店
- 5 中野支店
- 6 更埴支店

東信地区

- 7 上田支店（ローンセンター上田）
- 8 丸子支店
- 9 小諸支店
- 10 佐久支店（ローンセンター佐久）



長野県労働金庫の概要 沿革・歩み

年	月	事項
1951年 (S26)	12月	信用協同組合長野県労働金庫創立総会
1952年 (S27)	2月	県庁内に事務所開設・営業開始
	4月	第1回通常総会
1953年 (S28)	10月	労働金庫法施行
1954年 (S29)	3月	労働金庫法による事業免許正式認可
	7月	預金量1億円突破
1961年 (S36)	12月	預金量10億円突破
1967年 (S42)	11月	ろうきん奨学会設立
1970年 (S45)	8月	NCR42号機導入(普通預金初の機械化)
1971年 (S46)	7月	預金量100億円突破
1972年 (S47)	1月	全国労金統一の財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
	4月	オフラインによるコンピュータ稼働開始
1977年 (S52)	12月	長野県収納代理金融機関の指定
1981年 (S56)	8月	全店でオンラインスタート
	12月	創立30周年記念日に預金量1,000億円突破
1982年 (S57)	3月	長野県労働者福祉基金協会設立
	7月	CD全店で稼働開始
1984年 (S59)	9月	全銀データ通信システムへ加盟
1987年 (S62)	9月	マイプラン取扱開始
1988年 (S63)	4月	国債窓販業務取扱開始
1989年 (H 元)	7月	預金量2,000億円突破
1990年 (H 2)	7月	全国キャッシュサービス(MICS)加入
1991年 (H 3)	2月	カーローン「車天狗」特別キャンペーン
	5月	「サンデーバンキング」スタート
	7月	融資量1,000億円突破
	11月	「ろうきんビル」オープン
1992年 (H 4)	5月	全国統一オンラインシステム(ユニティ)移行
1994年 (H 6)	12月	預金量3,000億円突破
1995年 (H 7)	6月	固定・変動選択型住宅ローン 「選択宣言」発売
	8月	融資量1,500億円突破
1996年 (H 8)	4月	「ホリデーバンキング」スタート
1998年 (H10)	4月	「ローンセンター長野」オープン
	9月	融資量2,000億円突破
1999年 (H11)	1月	郵便局ATMとのオンライン提携スタート
	10月	投資信託窓口販売業務の開始
2000年 (H12)	3月	ろうきん・郵貯ジョイントカードの取扱開始
	3月	デビットカードサービスの開始
	10月	「ローンセンター松本」オープン
	10月	創立50周年記念キャンペーン 車天狗10周年記念キャンペーン
2001年 (H13)	6月	創立50周年記念式典
	6月	預金量4,000億円突破
	6月	NPO・ボランティア団体助成金制度の創設
	10月	インターネットバンキングのサービス開始
2002年 (H14)	10月	「ローンセンター上田」オープン
2003年 (H15)	5月	ユニティ新システムスタート
2004年 (H16)	1月	MPN(ペイジー)スタート
	6月	セブン銀行とのATM提携
	9月	「ローンセンター松本」移転オープン
	10月	「ローンセンター稲里」オープン
2005年 (H17)	3月	ろうきん法人版インターネットバンキング・ 個人向け国債取扱開始 決済用預金(普通預金無利息型)取扱開始
	4月	「フラット35」取扱開始
	10月	ローンセンター長野・上田・松本 日曜・祝日営業開始 住宅ローン「全期間固定金利型」(20年以内ま で)取扱開始
	11月	ろうきん住宅ローン総合保険取扱開始
2006年 (H18)	1月	四業態相互入金業務提携制度開始
	5月	「年金指定期預金」発売

年	月	事項
2006年 (H18)	6月	投資信託全店取扱開始 「ローンセンター佐久」オープン ICカード取扱開始
	7月	「災害救援ローン」取扱開始
2007年 (H19)	4月	「NPOサポートローン」取扱開始 投資信託「定時定額買付サービス」取扱開始
	6月	住宅ローン「全期間固定金利型35年以内」取扱開始
	7月	フリーローン「MATCH」取扱開始 継続支援融資「アシスト」取扱開始
2008年 (H20)	4月	住宅ローン「保証料0宣言」取扱開始
	5月	「お客さま相談窓口」開設
	9月	「伊那支店」新築移転 「ローンセンター伊那」オープン イオン銀行とのATM相互提携取扱開始
	11月	「天狗4兄弟」取扱開始
	12月	「就職安定資金融資」取扱開始
2009年 (H21)	1月	「長野県勤労者生活資金緊急融資」取扱開始
	4月	全労済共済代理業務開始
	7月	預金量5,000億円突破
	9月	住宅ローン「全期間変動金利型」取扱開始
	12月	融資量3,000億円突破
2010年 (H22)	2月	ATM利用手数料還元サービス開始
	3月	「上田支店」「ローンセンター上田」新築移転
	10月	「諏訪湖支店」「ローンセンター諏訪湖」オープン
2011年 (H23)	5月	「長野東支店」「ローンセンター長野東」新築移転
	8月	障がいをお持ちのお客さまに対する各種手数料の無料化開始
	10月	「飯田支店」新築移転 「ローンセンター飯田」オープン
	10月	「求職者支援資金融資」取扱開始
	11月	創立60周年記念事業展開
2012年 (H24)	6月	創立60周年記念式典
	10月	「相続定期預金」取扱開始
	10月	「教育・子育て世代応援ローン」取扱開始
	11月	カードローン「マイプラン」リニューアル
2013年 (H25)	6月	「コープローン」取扱開始
	10月	わたしの積立ろうきん「chou-chouシリーズ」 取扱開始
2014年 (H26)	1月	アール・ワンシステム移行完了
	9月	ろうきんビジョンの公表
2015年 (H27)	1月	「夫婦連生団信」取扱開始
	4月	「教育・子育て世代応援定期」取扱開始
	7月	預金量6,000億円突破
	8月	女性向け専用ローンろうきん「chou-chouカード」 ろうきん「chou-chouYELL」発売
	9月	教育ローン「カード型」発売
	10月	8ローンセンターの営業日・営業時間統一
2016年 (H28)	2月	住宅ローン「ふわっと500」取扱開始
	3月	コンビニATM等提携拡大
	4月	長野ろうきん「こども基金」取組み開始
	5月	「小諸支店」新築オープン
	6月	NPO自動寄付システム取扱開始
	10月	就職内定者向けローン取扱開始
	11月	「大町支店」新築移転
2017年 (H29)	1月	100年続く 長野ろうきんビジョン制定 「個人型確定拠出年金(iDeCo)」利用対象者の拡大
	8月	インターネットバンキング投資信託取扱開始
	11月	「ローンセンター松本大手」オープン フリーローン(Web)取扱開始
2018年 (H30)	1月	無担保住宅ローン取扱開始
	10月	長野県立大学留学資金支援融資取扱開始
	12月	車天狗(Web完結型)取扱開始
2019年 (H31)	4月	福島支店リニューアルオープン

全国労働金庫の概況

(2019年3月末現在)
(単位:百万円)

金庫数	13金庫
店舗数	620店舗
出資金	954億円
会員数	123,376会員
うち団体会員数	51,381会員
うち個人会員数	71,995会員
間接構成員数	11,310,317人
常勤役員数	116人
職員数	11,170人

金庫名	預金残高	融資残高
北海道	987,437	711,667
東北	2,030,033	1,197,364
中央	6,229,801	4,260,904
新潟県	809,947	378,639
長野県	675,054	360,790
静岡県	1,100,700	810,323
北陸	758,948	414,537
東海	1,712,224	1,464,542
近畿	2,206,793	1,331,309
中国	1,148,739	707,826
四国	601,772	390,437
九州	1,843,217	1,370,676
沖縄県	256,609	157,305
合 計	20,361,279	13,556,326

* 預金残高は譲渡性預金を含みます。

ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

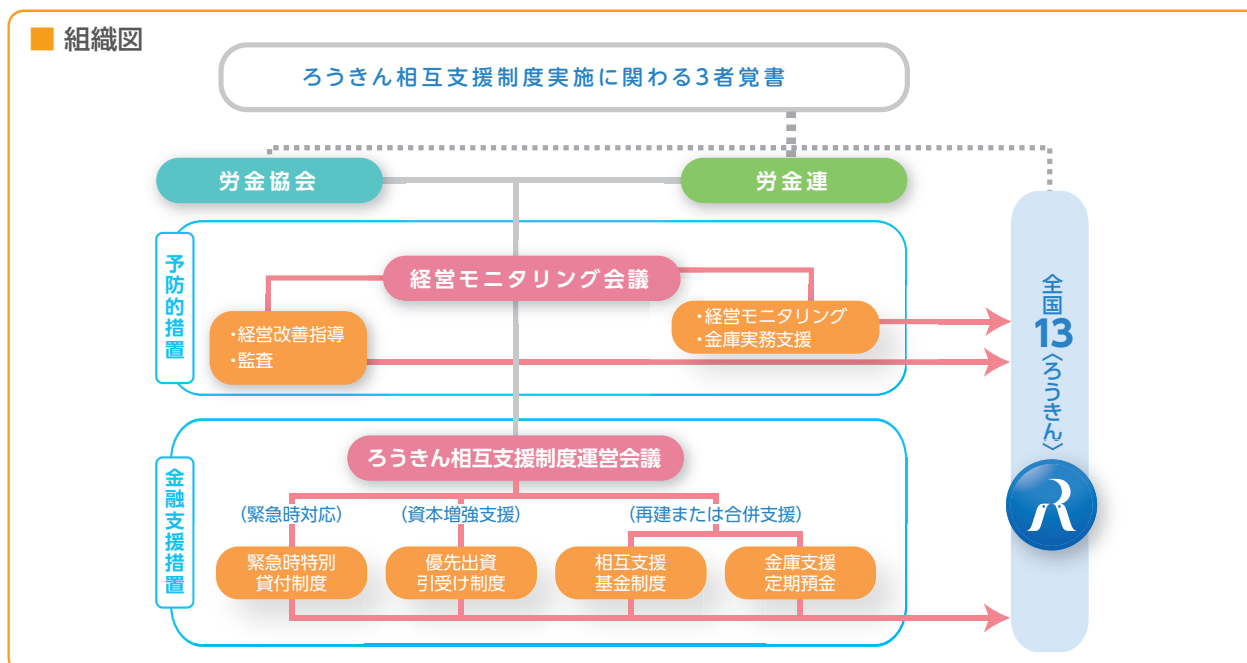
1番目の柱は、全国労働金庫協会（労金協会）及び労働金庫連合会（労金連）による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改

善を図ることとしています。

また、労働金庫監査機構は、全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。

■ 組織図



2019

ディスクロージャー誌 財務データ

～経営状況～

●貸借対照表	41
●損益計算書	42
●剰余金処分計算書	42
●経営指標	45
●自己資本比率	45
●預金	54
●預金及び貸出金にかかる指標	54
●貸出金	55
●資産査定に係る各種基準の比較	56
●リスク管理債権及び同債権に対する保全状況	57
●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況	57
●会員・出資金	58
●有価証券に関する指標	58
●有価証券の時価情報	59
●金銭の信託の時価情報	60
●デリバティブ取引等	60
●窓口販売・職員の状況等	60
●報酬等に関する事項	61

当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

連結対象となる会社等を保有していないため、連結情報はありません。

●金額、比率の表示方法

1. 金額単位

- (1) 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
(ただし、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条「資産の査定の公表」の規定に基づくものについては、金額単位未満を四捨五入しています。)
- (2) 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- (3) 期中増減額(比率)、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。
(ただし、官庁報告に関わる諸比率等については、そのまま記載しています。)

2. 諸利回り・諸比率

小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	2017年度末	2018年度末
現金	4,029,214	4,614,277
預け金	131,899,150	138,062,338
金銭の信託	464,921	463,559
有価証券	262,602,044	262,849,643
国債	105,668,150	99,825,100
地方債	797,797	787,864
社債	89,032,129	91,864,157
投資信託	38,853,283	35,479,065
株式	342,603	263,270
外国証券	25,103,449	29,818,828
その他の証券	2,804,632	4,811,358
貸出金	345,170,357	360,790,138
手形貸付	4,996,665	5,394,748
証書貸付	327,015,581	340,909,636
当座貸越	13,158,110	14,485,753
その他資産	5,195,730	5,182,221
未決済為替貸	3,950	3,018
労働金庫連合会出資金	3,900,000	3,900,000
前払費用	8,592	9,329
未収収益	1,136,750	1,067,829
金融派生商品	—	3,230
その他の資産	146,437	198,813
有形固定資産	3,835,962	3,854,144
建物	1,919,721	1,863,151
土地	1,648,464	1,608,374
建設仮勘定	4,809	864
その他の有形固定資産	262,967	381,754
無形固定資産	57,544	66,128
ソフトウェア	56,820	65,507
その他の無形固定資産	723	621
前払年金費用	25,649	63,108
債務保証見返	95,711	75,120
貸倒引当金	△22,578	△21,923
(うち個別貸倒引当金)	(△18,973)	(△18,652)
合計	753,353,707	775,998,757

(単位：千円)

負債の部及び純資産の部	2017年度末	2018年度末
預金積金	645,650,155	665,592,858
当座預金	13,465	6,883
普通預金	132,405,400	145,470,947
貯蓄預金	188,507	196,011
通知預金	226	—
別段預金	26,744	40,721
定期預金	513,014,720	519,877,154
その他の預金	1,091	1,141
譲渡性預金	10,277,536	9,461,529
借入金	36,400,000	36,400,000
借入金	36,400,000	36,400,000
その他負債	2,242,089	2,398,665
未決済為替借	4,792	4,428
未払費用	907,541	778,819
未払法人税等	329,860	332,444
前受収益	20,275	24,824
払戻未済金	8,999	4,238
払戻未済持分	704	810
先物取引差金勘定	—	7,430
その他の負債	969,915	1,245,669
代理業務勘定	8,371	8,291
賞与引当金	181,814	180,638
役員賞与引当金	5,033	5,033
退職給付引当金	2,075,950	2,121,761
役員退職慰労引当金	35,000	39,008
睡眠預金払戻損失引当金	123,815	277,892
繰延税金負債	1,786,163	2,268,951
債務保証	95,711	75,120
負債の部合計	698,881,642	718,829,750
出資金	2,464,559	2,460,323
普通出資金	2,464,559	2,460,323
利益剰余金	45,473,671	46,316,338
利益準備金	2,473,558	2,464,559
その他利益剰余金	43,000,113	43,851,779
特別積立金	41,435,310	42,277,152
(特別積立金)	(5,300,000)	(5,300,000)
(機械化積立金)	(3,600,000)	(3,600,000)
(金利変動等準備積立金)	(16,730,000)	(17,130,000)
(配当準備積立金)	(230,000)	(230,000)
(経営基盤強化積立金)	(15,550,000)	(16,000,000)
(圧縮記帳積立金)	(18,967)	(14,753)
(特別償却準備金)	(6,342)	(2,399)
当期末処分剰余金	1,564,803	1,574,626
会員勘定合計	47,938,230	48,776,661
その他有価証券評価差額金	6,533,835	8,392,345
評価・換算差額等合計	6,533,835	8,392,345
純資産の部合計	54,472,065	57,169,007
合計	753,353,707	775,998,757

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2017年度	2018年度
経常収益	9,430,385	9,630,742
資金運用収益	8,655,641	8,762,980
貸出金利息	5,300,945	5,324,813
預け金利息	531,352	485,643
有価証券利息配当金	2,590,814	2,682,223
その他の受入利息	232,529	270,298
役務取引等収益	202,407	234,884
受入為替手数料	71,743	77,165
その他の役務収益	130,663	157,719
その他業務収益	315,302	551,337
国債等債券売却益	100,541	252,026
その他の業務収益	214,761	299,311
その他経常収益	257,033	81,539
貸倒引当金戻入益	288	654
株式等売却益	60,226	22,533
その他の経常収益	196,519	58,351
経常費用	7,992,305	8,102,644
資金調達費用	547,132	463,079
預金利息	544,901	460,613
譲渡性預金利息	1,972	1,976
債券貸借取引支払利息	259	489
役務取引等費用	1,070,209	1,207,783
支払為替手数料	308,652	334,480
その他の役務費用	761,556	873,303
その他業務費用	402,460	286,589
外国為替売買損	0	0
国債等債券売却損	364,126	158,034
国債等債券償還損	38,124	128,400
その他の業務費用	209	155
経費	5,941,960	5,949,527
人件費	3,290,208	3,277,382
物件費	2,606,528	2,625,620
税金	45,223	46,524
その他経常費用	30,542	195,663
株式等売却損	107	2,603
金銭の信託運用損	123	1,361
その他資産償却	62	87
退職手当金	645	662
その他の経常費用	29,604	190,948
経常利益	1,438,079	1,528,098
特別利益	—	14,255
固定資産処分益	—	14,255
特別損失	4,127	25,529
固定資産処分損	4,127	7,485
減損損失	—	18,044
税引前当期純利益	1,433,952	1,516,823
法人税、住民税及び事業税	431,831	455,403
法人税等調整額	△43,935	△15,401
法人税等合計	387,895	440,002
当期純利益	1,046,056	1,076,821
繰越金（当期首残高）	518,746	497,804
当期末処分剰余金	1,564,803	1,574,626

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

項 目	2017年度 (総会承認日2018年6月21日)	2018年度 (総会承認日2019年6月24日)
当期末処分剰余金	1,564	1,574
当期純利益	1,046	1,076
繰越金（当期首残高）	518	497
利益準備金取崩額	8	4
圧縮記帳積立金取崩額	4	3
特別償却準備金取崩額	3	2
計	1,581	1,584
剰余金処分額	1,084	1,083
出資配当金	73	73
利用分量配当金	160	160
金利変動等準備積立金	400	400
経営基盤強化積立金	450	450
繰越金（当期末残高）	497	500

以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2019年5月29日に監事の監査を受けております。また、同年6月24日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、定款の定めにより、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）を置き、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を2019年5月24日に受けております。

2018年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2019年6月25日

長野県労働金庫

理事長

小池 政和

注記事項

●貸借対照表

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める固定資産等取組細則に基づき定率法(ただし、1998(平成10)年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 10年～25年
その他 5年～15年
- 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先償債及び要注意先償債に相当する償債については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償債に相当する償債については、償債額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のつち必要と認める額を計上しております。破綻先償債及び実質破綻先償債に相当する償債については、償債額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての償債は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理。
(2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理。
- 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、償債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に際して発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
有形固定資産の減価償却累計額 6,149,536千円
有形固定資産の圧縮記帳額 21,493千円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 131,359千円
- 破綻先償債額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先償債額は157,355千円、延滞債権額は1,440,018千円です。
なお、破綻先償債とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先償債及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3か月以上延滞債権額
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は101,360千円です。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先償債及び延滞債権に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,503千円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対し有利となる取決を行った貸出金で破綻先償債、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- 破綻先償債額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先償債額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、1,709,236千円です。
なお、17,493千円に上った債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- 担保に供している資産
日銀資金供給見合い貸付にかかる借入、為替決済取引及び手形交換取引等の担保として預け金60,272,800千円を、先物取引証拠金の代用として有価証券400,000千円を差し入れております。
また、その他の資産には、敷金保証金8,761千円が含まれております。
- 出資1口当たりの純資産額 23,236円38銭
- 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び投資信託であり、主その他目的で保有しております。有価証券は、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理計画に基づき、ALM委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には経営管理室において金融資産及び負債の金利リスクや期間のミスマッチを総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期毎に理事会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関してALMに関する諸規程に従い管理しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された統合的リスク管理計画・資金運用計画に基づき、資金運用に関する諸規程に従い管理しております。
このうち、資金部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、取引の執行と事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する管理諸規程に基づき管理しております。
(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、評価損益を含めたリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。
当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年間)により算出しており、2019年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,885百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストリングを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して適切に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2) 参照)
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	4,614,277	4,614,277	－
(2) 預け金	138,062,338	138,391,651	329,313
(3) 金銭の信託	463,559	463,559	－
(4) 有価証券			
その他の有価証券	262,665,277	262,665,277	－
(5) 貸出金	360,790,138		
貸倒引当金(※1)	△21,923		
	360,768,214	364,108,951	3,340,736
金融資産計	766,573,668	770,243,718	3,670,050
(1) 預金積金	665,592,858	665,869,559	276,701
(2) 譲渡性預金	9,461,529	9,461,414	△115
(3) 借入金	36,400,000	36,542,118	142,118
金融負債計	711,454,388	711,873,093	418,704
デリバティブ取引(※2)	3,230	3,230	－
ヘッジ会計が適用されていないもの			
デリバティブ取引計	3,230	3,230	－

※1 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
※2 その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

- 金融資産
- 現金
現金については、当該帳簿価額を時価としております。
 - 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

長野県労働金庫の財務データ

- (3) 金銭の信託
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、コールローン及び金融機関預け金については、約定期間が短期間又は満期がなく、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (4) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
- (5) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
- 貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
- 金融負債
- (1) 預金積金及び (2) 譲渡性預金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
- (3) 借入金
借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。
- デリバティブ取引
デリバティブ取引は、先物株式取引であり、取引所の価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

		貸借対照表計上額
非上場株式（※）		184,366
出資金（※）		3,900,000
合計		4,084,366

※非上場株式及び出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

					(単位：千円)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
有価証券	9,735,401	72,877,573	22,700,000	92,106,869	
その他有価証券のうち満期があるもの	9,735,401	72,877,573	22,700,000	92,106,869	

					(単位：千円)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	
預金積金（※）	396,159,457	267,555,989	1,877,412	—	
譲渡性預金	9,161,529	300,000	—	—	
借入金	—	36,400,000	—	—	
合計	405,320,987	304,255,989	1,877,412	—	

※預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項
有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりです。
これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」等、有価証券が含まれております。

					(単位：千円)
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	78,445	41,657	36,788	
	債券	189,084,549	181,057,518	8,027,030	
	国債	99,825,100	93,759,416	6,065,683	
	地方債	787,864	769,705	18,158	
	社債	88,471,585	86,528,397	1,943,188	
	外国証券	21,001,056	20,719,192	281,863	
	投資信託	28,074,940	24,380,621	3,694,319	
	その他の証券	4,811,358	4,800,000	11,358	
	小 計	243,050,349	230,998,989	12,051,360	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	459	554	△95	
	債券	3,392,571	3,505,401	△112,830	
	国債	—	—	—	
	地方債	—	—	—	
	社債	3,392,571	3,505,401	△112,830	
	外国証券	8,817,771	8,867,573	△49,801	
	投資信託	7,404,125	7,600,810	△196,684	
	その他の証券	—	—	—	
	小 計	19,614,927	19,974,339	△359,411	
合計		262,665,277	250,973,328	11,691,949	

				(単位：千円)
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	
株式	80,779	20,179	2,603	
債券	17,079,011	199,448	—	
国債	9,671,210	115,421	—	
社債	7,407,801	84,027	—	
外国証券	6,056,340	50,598	130,062	
投資信託	635,804	4,333	27,972	
合計	23,851,935	274,559	160,638	

			(単位：千円)
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	
運用目的の金銭の信託	463,559	△1,361	

29. 有価証券の貸付
消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に21,395,400千円含まれております。
30. 当座貸越契約等
当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は74,233,370千円です。
このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは、27,756,404千円です。
これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
なお、総合口座についての実実行残高は上記の金額のうち46,476,965千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	586,297 千円
減損損失	283,691
減価償却限度超過額	198,799
景品交換費用損金否認額	123,579
費与引当金損金否認額	49,783
その他	211,500
繰延税金資産小計	1,453,652
評価性引当額	△368,594
繰延税金資産合計	1,085,058
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,332,153
前払年金費用	17,449
固定資産圧縮記帳積立金	4,405
繰延税金負債合計	3,354,009
繰延税金負債の純額	2,268,951 千円

32. 後発事象
確定拠出年金制度への一部移行
当金庫は2019年4月1日に職員（嘱託等職員及び臨時職員を除く）の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。
この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用する予定です。
なお、この制度移行による退職給付制度終了益を、翌年度において、特別利益に計上する見込みであります。

33. 追加情報
当金庫は2019年1月31日に、2019年4月1日から職員（嘱託等職員及び臨時職員を除く）の退職給付制度を最終給与比例制からポイント制に変更するとともに、退職一時金制度の一部を確定拠出年金に移行することを決定しました。上記のうち、ポイント制への変更にとまない過去勤務費用178,525千円（退職給付債務の減少）が発生しました。今年度はこのうちの6,375千円を退職給付費用により償却処理しております。

以 上

●損益計算書

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額 437円32銭
3. 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産グループに減損損失を計上しております。

				(単位：千円)
場所	用途	種類	減損損失	
大町支店跡地	所有不動産	土地	18,044	

営業用店舗については支店ごとに収支の把握を行っていることから各拠点、所有不動産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本部は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当事業年度に減損損失を認識した当該資産は、当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、減損損失を認識したものであります。これにより、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としておりますが、当事業年度において使用した回収可能価額は正味売却価額であります。なお、正味売却価額は、市町村が公表する固定資産税の評価額に基づき算出しております。

4. その他の経常費用には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額189,528千円を含んでおります。

以 上

経営指標

●主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)					
項 目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	8,860	10,093	9,201	9,430	9,630
経常利益	1,369	2,372	1,304	1,438	1,528
当期純利益	972	1,809	867	1,046	1,076
業務純益	1,438	2,324	1,409	1,299	1,728
純資産額	50,145	53,761	52,553	54,472	57,169
総資産額	644,623	672,956	709,463	753,353	775,998
預金積金残高	586,158	603,363	624,337	645,650	665,592
貸出金残高	314,350	314,523	327,299	345,170	360,790
有価証券残高	193,140	226,555	246,443	262,602	262,849
出資総額	2,483	2,477	2,473	2,464	2,460
出資総口数(口)	2,483,589	2,477,847	2,473,558	2,464,559	2,460,323
出資に対する配当金	74	74	74	73	73
職員数(人)	377	374	385	384	374
単体自己資本比率(%)	16.16	14.42	13.02	11.87	11.81

(注) 1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算出しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。
3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金純繰入額」及び「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。

●主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円、%)		
項 目	2017年度	2018年度
業務粗利益	7,153	7,592
業務粗利益率	0.99	1.00
資金運用収支	8,108	8,300
役務取引等収支	△867	△972
その他業務収支	△87	264
資金運用勘定平均残高	721,611	754,056
資金運用収益(受取利息)	8,655	8,762
資金運用収益期中増減(△)額	68	107
資金運用利回り	1.19	1.16
資金調達勘定平均残高	679,651	711,153
資金調達費用(支払利息)	547	463
資金調達費用期中増減(△)額	△66	△84
資金調達利回り	0.08	0.06
資金調達原価率	0.94	0.88
資金利鞘	0.25	0.28
総資産経常利益率	0.19	0.19
総資産当期純利益率	0.14	0.14
総資産業務純益率	0.17	0.22
純資産経常利益率	2.65	2.68
純資産当期純利益率	1.92	1.89
純資産業務純益率	2.39	3.03

(注) 1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 利益率・純益率

総資産(純)利益率 = $\frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$
(又は純益率)

純資産(純)利益率 = $\frac{\text{(純)利益(又は純益)}}{\text{純資産(外郎流出額を除く)期末残高}} \times 100$
(又は純益率)

自己資本比率(単体)

●自己資本の充実の状況

(単位：%)		
項 目	2017年度末	2018年度末
単体自己資本比率(国内基準)	11.87	11.81

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算出しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る調整項目の額(注1) - コア資本に係る調整項目の額(注2))}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額(注3) + オペレーショナル・リスク相当額(注4)}} \times 100$

- (注) 1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計。
2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計。
3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額。
4. 8%(国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

① 信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法(ア～イのいずれかの手法を金融機関が選択)

ア. 標準的手法

細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

イ. 内部格付手法

金融機関が内部格付制度を整備し、格付ごとのデフォルト確率(融資先が債務不履行に陥る確率)等を推計します。その推計値に基づき算出したリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

② オペレーショナル・リスク相当額の計算方法(ア～ウのいずれかの手法を金融機関が選択)

ア. 基礎的手法

粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

イ. 粗利益配分手法

業務区分を8つに分け、区分ごとの粗利益(直近3年の平均値)にそれぞれ異なる掛け目(12%、15%、18%)を乗じた合計値をオペレーショナル・リスク相当額とします。

ウ. 先進的計測手法

金融機関が独自に構築した計量モデルにより算出した損失額をオペレーショナル・リスク相当額とします。

当金庫では、信用リスク・アセットは「標準的手法」、オペレーショナル・リスク相当額は「基礎的手法」により算出しています。

国内業務のみを行う労働金庫においては、比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は11.81%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

長野県労働金庫の財務データ

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	前期末 (2017年度末)	経過措置による 不算入額	当期末 (2018年度末)
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	47,704		48,542
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,464		2,460
うち、利益剰余金の額	45,473		46,316
うち、外部流出予定額 (△)	234		233
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3		3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3		3
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	47,707		48,546
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	33	8	47
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	33	8	47
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用の額	14	3	45
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	48		93
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	47,659		48,452
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	387,034		395,566
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,249		△902
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	8		
うち、繰延税金資産	—		
うち、前払年金費用	3		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,261		△902
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,401		14,609
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	401,436		410,175
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	11.87		11.81

〔用語解説〕

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された自己資本比率告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積の永久優先出資及び一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧自己資本比率告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆さまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積の永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となる場合があります。この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積の永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうぎんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- (3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆さまへ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引き当て（積み立て）るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び退職給付引当金等を引き当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。（算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%）

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧自己資本比率告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度以降適用された自己資本比率告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。当金庫では土地の再評価は実施しておりません。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された自己資本比率告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます（ただし、2017年度末までは調整項目対象額に掛け目を乗じた額をコア資本に係る調整項目の額に算入することを可とする経過措置が設けられており、当金庫ではこの経過措置を適用しております）。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます（2012年度までの旧自己資本比率告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されてきました）。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用しておりました。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用及び売却原価を控除した額（税効果勘案後）が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー（利息収入等）を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用しておりました。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

長野県労働金庫の財務データ

(2) 自己資本の充実度に関する事項

●自己資本調達手段の概要

2018年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通 出資	①発行主体：長野県労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：2,460百万円

●信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	前期末 (2017年度末)		当期末 (2018年度末)	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	387,034	15,481	395,566	15,822
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	392,225	15,689	391,990	15,679
ソブリン向け (注4)	3,176	127	3,822	152
金融機関向け	154,044	6,161	145,723	5,828
事業法人等向け	14,334	573	12,221	488
中小企業等・個人向け	147,050	5,882	165,220	6,608
抵当権付住宅ローン	50,202	2,008	47,711	1,908
不動産取得等事業向け	13	0	21	0
延滞債権 (注5)	425	17	320	12
その他 (注6)	22,977	919	16,949	677
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	903 (-)	36 (-)	1,169 (-)	46 (-)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)			3,297	131
リスク・スルー方式 (注8)			3,197	127
マンドート方式 (注9)			100	4
蓋然性方式 (250%) (注10)			-	-
蓋然性方式 (400%) (注10)			-	-
フォールバック方式 (1250%) (注11)			-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	12	0	-	-
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△6,261	△250	△902	△36
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	151	6	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	4	0	11	0
オペレーショナル・リスク (B) (注14)	14,401	576	14,609	584
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A) + (B)	401,436	16,057	410,175	16,407

(注) 1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクを伴うものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うこととなっています。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%
3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、出資、複数の資産を裏付けとする資産、固定資産等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8～11.の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。なお、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に関する取扱いは2018年度末から適用されるものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを適度適用していません。
8. 「リスク・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{リスク・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンドート方式」は、リスク・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「リスク・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「リスク・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となります。
14. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、従業員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、標準的手法により、リスク量を算定しています。（基礎的手法の算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{相利益(直近3年間のうち相利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち相利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実状況について

2018年度末の当金庫の自己資本比率は11.81%であり、国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っています。また、自己資本のほぼ全額が出資金及び利益剰余金で構成されており、質の高い内容となっています。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

将来の自己資本の充実策

当金庫では、3か年の中期経営計画及び単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

①信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

●地域別

（単位：百万円）

地域区分	合 計		貸出金等取引 （注1）		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 （ファンド等）		その他の資産等 （注2）		延滞 エクスポージャー （注3）	
	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末
国内	725,619	743,147	368,798	385,188	199,613	194,955	—	—	10,478	9,577	146,728	153,426	338	252
国外	69,611	40,618	29,699	21,395	14,042	19,189	—	—	25,838	—	31	33	—	—
合計	795,231	783,765	398,497	406,583	213,656	214,144	—	—	36,316	9,577	146,760	153,460	338	252

●業種別

（単位：百万円）

業種区分	合 計		貸出金等取引 （注1）		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 （ファンド等）		その他の資産等 （注2）		延滞 エクスポージャー （注3）	
	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末
製造業	4,541	3,777	—	—	4,289	3,561	—	—	—	—	252	215	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	300	—	—	—	300	—	—	—	—	—	0	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	7,460	9,537	—	—	7,441	9,523	—	—	—	—	18	13	—	—
情報通信業	301	0	—	—	300	—	—	—	—	—	1	0	—	—
運輸業、郵便業	2,303	1,599	7	5	2,283	1,583	—	—	—	—	12	10	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2,484	2,452	—	—	2,470	2,450	—	—	—	—	13	2	—	—
金融業、保険業	252,246	263,299	30,061	22,479	85,641	98,096	—	—	—	—	136,543	142,723	—	—
不動産業、物品賃貸業	7,783	7,932	—	—	2,400	2,400	—	—	5,380	5,529	2	2	—	—
医療、福祉	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
サービス業	13	1	—	—	—	—	—	—	—	—	13	1	—	—
国・地方公共団体	113,655	100,267	4,945	3,588	108,529	96,529	—	—	—	—	180	149	—	—
個人	363,263	380,823	362,951	380,507	—	—	—	—	—	—	311	315	338	252
その他	40,875	14,074	532	2	—	—	—	—	30,936	4,048	9,405	10,023	—	—
合計	795,231	783,765	398,497	406,583	213,656	214,144	—	—	36,316	9,577	146,760	153,460	338	252

●残存期間別

（単位：百万円）

期間区分	合 計		貸出金等取引 （注1、4）		債 券		店頭 デリバティブ 取引		複数の資産を裏 づけとする資産 （ファンド等）		その他の資産等 （注2）	
	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末
期間の定めのないもの	61,174	66,208	—	—	21,700	21,300	—	—	11,024	9,577	28,450	35,330
1年以下	122,201	113,795	60,994	53,182	8,703	9,729	—	—	—	—	52,502	50,883
1年超3年以下	121,997	125,165	65,329	65,876	28,083	32,264	—	—	500	—	28,084	27,024
3年超5年以下	97,671	100,884	36,020	36,338	32,927	35,823	—	—	2,500	—	26,223	28,722
5年超7年以下	65,085	59,137	30,217	31,037	22,668	16,599	—	—	6,500	—	5,700	11,500
7年超10年以下	71,188	47,379	39,643	41,295	11,252	6,083	—	—	14,491	—	5,800	—
10年超	255,912	271,195	166,292	178,851	88,319	92,343	—	—	1,300	—	—	—
合計	795,231	783,765	398,497	406,583	213,656	214,144	—	—	36,316	9,577	146,760	153,460

- （注） 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、その他資産等です。
3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーです。
4. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」に該当するオフ・バランス取引のうち、「原契約期間が1年超のコミットメント」については、「1年超3年以下」の区分に合計で計上しております。
5. CVAリスク相当額及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 本表の記載対象から「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除くことに関する取扱い2018年度末から適用されたものであり、そのため2017年度末の数値にはこの取扱いを遡及適用しておりません。
7. 地域別における2017年度末数値を一部修正再表示しております。

長野県労働金庫の財務データ

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高	
					目的使用		その他			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
一般貸倒引当金	2	3	3	3	—	—	2	3	3	3
個別貸倒引当金	20	18	—	—	—	—	1	0	18	18
合計	22	22	3	3	—	—	3	3	22	21

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

③個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

●業種別

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	20	18	—	—	—	—	1	0	18	18	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	20	18	—	—	—	—	1	0	18	18	—	—

(注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金及び貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2017年度末			2018年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	19,961	137,949	157,910	—	128,752	128,752
10%	—	28,174	28,174	—	38,220	38,220
20%	9,129	168,846	177,976	16,533	160,954	177,487
35%	—	143,436	143,436	—	136,318	136,318
50%	19,045	5	19,051	15,999	—	15,999
75%	—	196,067	196,067	—	220,293	220,293
100%	4,488	22,084	26,572	4,830	18,979	23,810
150%	—	172	172	—	154	154
200%	—	1,403	1,403	—	—	—
250%	—	44,464	44,464	—	42,729	42,729
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	52,626	742,605	795,231	37,363	746,402	783,765

(注) 1. 格付けは、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 4. 本表の記載対象から「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除くことに関する取扱いとは2018年度末から適用されたものであり、そのため2017年度末の計数にはこの取扱いを遡及適用していません。

●信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況及び今後の対応については、常務会及び理事会に対する検討報告事項を設定し、定期的に報告を行っています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権及び要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。
- ・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。
- ・破綻先債権及び実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末	2017年度末	2018年度末
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	17,646	18,055	7	5	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	—	—	7	5	—	—
中小企業等・個人向け	17,646	18,055	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

<適格金融資産担保>

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。

担保については、適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用に当たり、簡便手法を用いています。

<保証>

当金庫では、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている第三セクターに対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

<クレジット・デリバティブ>

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

長野県労働金庫の財務データ

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

●与信相当額等

(単位：百万円)

項 目		2017年度末	2018年度末
		派生商品取引	派生商品取引
グロス再構築コストの額	(A)	174	—
グロスのアドオンの額	(B)	243	—
グロスの与信相当額 (A) + (B)	(C)	418	—
ネットティングによる与信相当額の削減額 (D)		—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C) - (D)	(E)	418	—
担保の額	(F)	—	—
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E) - (F)		418	—

(注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。

●クレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

資金運用関連の派生商品取引は与信限度枠を設定し、与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。そのため、担保による保全は行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

引当金の算定については、「資産査定規程」に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ございません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

●保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別内訳

(単位：百万円)

項 目		2017年度末		2018年度末	
		オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額		3,008	—	4,811	—
カードローン		—	—	—	—
住宅ローン		—	—	—	—
自動車ローン		—	—	—	—
投資法人向けローン		2,804	—	4,805	—
その他		204	—	5	—

(注) 1. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
2. 項目表記を変更したため、2017年度末数値を修正再表示しております。

●保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
		オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～15%未満	2017年度末	—	—	—	—
	2018年度末	—	—	—	—
15%～50%未満	2017年度末	2,004	—	16	—
	2018年度末	3,808	—	24	—
50%～100%未満	2017年度末	1,003	—	20	—
	2018年度末	1,002	—	22	—

(注) 1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。
3. 2017年度末数値を一部修正再表示しております。

●証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、資金運用委員会で協議し、投資限度額等を設定し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

●証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

●証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

●証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

項 目	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	12,549	12,549	12,489	12,489
非上場株式等	184	184	184	184
その他	4,091	4,091	3,900	3,900
合計	16,825	16,825	16,573	16,573

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「上場株式等」の区分には、上場株式、上場投資信託 (ETF、REIT) を計上しております。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

項 目	2017年度	2018年度
売却益	60	24
売却損	0	30
償却	—	—

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
評価損益	2,609	2,869

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

「その他有価証券」については、「資金運用管理細則」にて対象商品、購入枠等を設定してリスクを限定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、常務会の承認を受けています。期中の運用状況についても毎月常務会に報告しています。

また、時価を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「資産査定規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	前期末(2017年度末)	当期末(2018年度末)
ルック・スルー方式		22,303
マンドート方式		100
蓋然性方式 (250%)		—
蓋然性方式 (400%)		—
フォールバック方式		—

(注) 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」に関する取扱いは2018年度末から適用されるものであり、そのため2017年度末の数値にはこの取扱いを適応していません。

(9) 金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位：百万円)

	2017年度末	2018年度末
VaR	4,334	5,278

②IRRBB（銀行勘定の金利リスク）

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	17,768			
2	下方パラレルシフト	0			
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	17,768			
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	48,452			

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB（銀行勘定の金利リスク）」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しております。なお、表中のイ、ロ、ホ、ヘの記号はこの告示の様式上に定められているものです。
 3. 今回の開示は上記2. の告示改正の適用初年度に当たり、この告示の定めに従って「△EVE」の当期末（2018年度末）のみ記載しております。
 なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用了金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額」（2017年度末）は、7,617百万円であり、この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライナー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。
 4. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック（金利リスク量を算定する時の市場金利の変動）に対する経済価値の減少額として計測されるものです（経済価値が増加する場合はプラスで表示）。
 5. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過するまでの間の金利収益の減少額として計測されるものです（金利収益が増加する場合はプラスで表示）。

●金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債・地方債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク（金利リスク、株価変動リスク、為替リスク）及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債及び金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況及び今後の対応を定期的にALM委員会及び常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である△EVEを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEを月次ベースで計測しています。この計測結果はALM委員会と協議し、常務会に報告しております。

●金利リスクの算定方法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
 2019年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.23年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
 10年としております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
 金利リスクの算定に当たり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や地域別の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っております。
 (4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(5) 複数通貨の集計方法及びその前提
 IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEが正となる通貨のみを対象としています。
 (6) スプレッドに関する前提
 スプレッド及びその変動は考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
 コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 IRRBBは当期末から計測を開始しているため、前期末は計測していません。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明
 △EVEの計測値は、自己資本対比で36.67%です。当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明
 当金庫ではVaR（バリュー・アット・リスク）をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去1年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点）
 VaRは、保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

(10) オペレーショナル・リスクに関する事項

●オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④その他のリスク（人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）に区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する統合的リスク管理計画のなかで上記①～④の各リスクの管理方針等を定めています。

オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、統括部署である経営管理室がオペレーショナル・リスク全体の総合的管理を行い、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況及び今後の対応については、定期的にオペレーショナルリスク管理委員会で協議し、四半期毎に理事会に報告しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

長野県労働金庫の財務データ

預金

●預金科目別残高（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度末				2018年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	—	—	—	13	—	—	—	6
普通預金	119,462	497	22	12,423	131,049	1,505	7	12,909
貯蓄預金	188	—	—	—	196	—	—	—
通知預金	0	—	—	0	—	—	—	—
別段預金	0	0	1	24	3	0	0	36
定期預金	481,007	2,004	2,002	28,000	488,253	1,762	2,037	27,823
その他の預金	1	—	—	—	1	—	—	—
合計	600,659	2,502	2,026	40,462	619,503	3,268	2,045	40,776

●預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度	2018年度
流動性預金	129,846	140,625
定期性預金	509,156	519,330
譲渡性預金	8,609	10,370
その他の預金	1	1
合計	647,612	670,327

●預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2017年度末		2018年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	580,522	89.91	599,366	90.05
民間労働組合	216,230	33.49	223,325	33.55
民間以外の労働組合及び公務員団体	159,554	24.71	164,959	24.78
消費生活協同組合及び同連合会	2,134	0.33	2,201	0.33
その他の団体	202,601	31.37	208,879	31.38
（うち間接構成員）	(542,631)	(84.04)	(561,153)	(84.30)
個人会員	856	0.13	853	0.12
国・地方公共団体・非営利法人	2,533	0.39	3,280	0.49
一般員外 (a)	61,737	9.56	62,092	9.32
合計	645,650	100.00	665,592	100.00

（注）当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」を下回るため、「会員等以外の者からの監事の選任」ならびに「会計監査人の監査」を要しません。
なお、当金庫は、定款の定めにより、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

（単位：百万円）

項 目	2017年度末	2018年度末
一般員外譲渡性預金 (b)	300	200
一般員外預金計 (c)：(上表の (a) + (b))	62,037	62,292
譲渡性預金を含む総預金残高 (d)	655,927	675,054
一般員外預金比率 (c) / (d) × 100	9.45%	9.22%

●定期預金の固定金利・変動金利内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度末	2018年度末
固定金利定期預金	512,781	519,659
変動金利定期預金	233	217
その他	—	—
合計	513,014	519,877

●財形貯蓄残高（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2017年度末		2018年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	75,724	11.72	76,874	11.54
財形年金	33,327	5.16	32,731	4.91
財形住宅	13,379	2.07	12,992	1.95
合計	122,431	18.96	122,598	18.41

預金及び貸出金にかかる指標

●預貸率

（単位：％）

項 目	2017年度	2018年度
預貸率（期末値）	52.62	53.44
預貸率（期中平均値）	51.94	52.59

●常勤役職員一人当たり預金・貸出金残高（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度	2018年度
預金残高	1,606	1,675
貸出金残高	834	881

（注）役職員数は期中平均人員を使用しています。

●一店舗当たり預金・貸出金残高（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度末	2018年度末
預金残高	28,518	29,350
貸出金残高	15,007	15,686

（注）店舗数は期末の店舗数を使用しています。

貸出金

●貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度	2018年度
手形貸付	6,074	5,572
証書貸付	318,154	332,857
当座貸越	12,173	14,134
割引手形	—	—
合計	336,403	352,564

●貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度末	2018年度末
固定金利貸出金	222,201	211,485
変動金利貸出金	122,968	149,304
合計	345,170	360,790

（注）手形貸付・当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

●貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度末	2018年度末
当金庫預金積金	664	626
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	77,994	66,066
その他	—	—
小計	78,658	66,692
保証	261,561	290,504
信用	4,949	3,592
合計	345,170	360,790

●債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項 目	2017年度	2018年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証	95	75
信用	—	—
合計	95	75

●貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目	2017年度末		2018年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
賃金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	40,522	11.73	42,357	11.74
自動車費	21,968	6.36	22,051	6.11
カードローン	9,555	2.76	10,037	2.78
教育ローン	6,676	1.93	7,959	2.20
その他	2,322	0.67	2,308	0.63
福利共済資金	4,948	1.43	3,591	0.99
設備資金	7	0.00	5	0.00
生協資金	—	—	—	—
設備資金	—	—	—	—
住宅資金	299,691	86.82	314,836	87.26
住宅事業資金	—	—	—	—
合計	345,170	100.00	360,790	100.00

●貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項 目		2017年度末		2018年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
	民間労働組合	153,677	44.52	156,741	43.44
	民間以外の労働組合及び 公務員の団体	46,808	13.56	46,141	12.78
	消費生活協同組合及び連合会	439	0.12	504	0.13
	その他の団体	136,554	39.56	151,460	41.98
	《うち間接構成員》	《337,479》	《97.77》	《354,847》	《98.35》
	上記に所属しない個人会員	298	0.08	240	0.06
	会員等計	337,777	97.85	355,087	98.41
	預金積金担保貸出	91	0.02	82	0.02
	その他	7,300	2.11 (100.00)	5,620	1.55 (100.00)
業種別内訳	製造業	—	(—)	—	(—)
	農業、林業	—	(—)	—	(—)
	漁業	—	(—)	—	(—)
	鉱業、採石業、砂利採取業	—	(—)	—	(—)
	建設業	—	(—)	—	(—)
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	(—)	—	(—)
	情報通信業	—	(—)	—	(—)
	運輸業・郵便業	7	(0.10)	5	(0.09)
	卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(—)	—	(—)
	金融業、保険業	—	(—)	—	(—)
	不動産業、物品賃貸業	—	(—)	—	(—)
	医療、福祉	3	(0.05)	2	(0.05)
	サービス業	—	(—)	—	(—)
	国・地方公共団体	4,945	(67.73)	3,588	(63.84)
	個人	2,344	(32.10)	2,023	(36.00)
	その他	—	(—)	—	(—)
	会員外計	7,392	2.14	5,702	1.58
合計		345,170	100.00	360,790	100.00

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定区分」、「金融再生法に基づく債権区分」、「労働金庫法施行規則に基づくリスク管理債権」の各基準を比較すると、以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

資産査定		金融再生法		リスク管理債権	
定義	当金庫の資産査定規程	定義	労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	定義	労働金庫法施行規則第114条
区分単位	債務者単位	区分単位	債務者単位	区分単位	債権単位
対象	債権	対象	総与信	対象	貸出金
破綻先 157	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	(注1)		(注1)	
		破産更生債権及びこれらに準ずる債権 288	破産手続開始、更正手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	(注3)	
実質破綻先 130	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者			破綻先債権 157	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
		(注1)		(注1)	
				(注3)	
破綻懸念先 1,309	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者			延滞債権 1,440	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
		(注1)			
		危険債権 1,309	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権		
要注意先 1,389	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者などの今後の管理に注意を要する債務者	要管理債権 112	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金及び経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	(注3)	
				3カ月以上延滞債権 101	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
				貸出条件緩和債権 10	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く）
正常先 354,605	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	正常債権 359,476 (注2)	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権		
その他 3,592	国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権				

金融再生法に基づく資産の査定の公表においては単位未満を四捨五入して表示しております。

リスク管理債権及び同債権に対する保全状況

2018年度末のリスク管理債権合計は1,709百万円で、貸出金残高360,790百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.47%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が157百万円、「延滞債権」が1,440百万円、「3カ月以上延滞債権」が101百万円、「貸出条件緩和債権」が10百万円となっています。

リスク管理債権合計1,709百万円に対して、「担保・保証等による回収見込み額」が1,690百万円となっています。また、「貸倒引当金」を18百万円引き当てています。その結果、保全額は1,709百万円となり、リスク管理債権合計の全額をカバーしています。

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
リスク管理債権 合計 (A)	1,710	1,709
破綻先債権	108	157
延滞債権	1,423	1,440
3カ月以上延滞債権	167	101
貸出条件緩和債権	11	10
保全額 (B)	1,710	1,709
担保・保証等による回収見込み額	1,691	1,690
貸倒引当金	18	18
保全率 (B) / (A) (%)	100.00%	100.00%
貸出金残高 (C)	345,170	360,790
リスク管理債権比率 (A) / (C) (%)	0.49%	0.47%

【用語解説】

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のこと、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合には、自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破産の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元本または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

リスク管理債権のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに保証協会等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のこと、で、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」等について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

以下は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条「資産の査定の公表」に基づくものです。

2019年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	2017年度末	2018年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	1,711	1,709
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	361	288
危険債権	1,171	1,309
要管理債権	179	112
保全額 (B)	1,711	1,709
担保・保証等による回収見込み額	1,692	1,691
貸倒引当金	19	19
保全率 (B) / (A) (%)	100.00%	100.00%
正常債権 (C)	343,872	359,476
合計 (D) = (A) + (C)	345,583	361,185
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)	0.49%	0.47%

(注) 1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 単位未満を四捨五入しています。

【用語解説】

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総と信額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権及びこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総と信額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総と信額（貸出金、貸付有価証券、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目。）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込み額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」のうち、預金、有価証券及び不動産等の確実な担保ならびに信用保証協会等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のこと、で、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」等について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金です。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

長野県労働金庫の財務データ

会員・出資金

●会員数・出資金の内訳

(単位：会員、千円、%)

項 目	2017年度末			2018年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	1,757	2,234,219	90.65	1,724	2,235,825	90.87
民間労働組合	885	1,340,160	54.37	857	1,342,123	54.55
民間以外の労働組合及び公務員の団体	518	652,360	26.46	520	652,347	26.51
消費生活協同組合及び同連合会	18	8,017	0.32	18	8,017	0.32
その他の団体	336	233,682	9.48	329	233,338	9.48
個人会員	8,680	230,340	9.34	8,414	224,498	9.12
合計	10,437	2,464,559	100.00	10,138	2,460,323	100.00

●出資配当等

(単位：千円、%)

項 目	2017年度（総会承認 2018年6月21日）	2018年度（総会承認 2019年6月24日）
出資配当（配当率）	73,912 （年3%の割合）	73,758 （年3%の割合）
利用配当	160,242	160,071
配当負担率	14.96	14.84

配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

有価証券に関する指標

●商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

●有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位：百万円)

項 目		計					
		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国債	2017年度末	105,668	－	1,015	41,967	13,526	49,158
	2018年度末	99,825	－	3,531	45,362	6,230	44,701
地方債	2017年度末	797	－	－	797	－	－
	2018年度末	787	－	－	787	－	－
社債	2017年度末	89,032	22,396	5,713	9,563	11,568	39,788
	2018年度末	91,864	21,989	3,616	7,427	7,961	50,869
投資信託	2017年度末	38,853	13,570	－	2,903	21,043	1,336
	2018年度末	35,479	13,580	477	4,175	15,910	1,335
株式	2017年度末	342	342	－	－	－	－
	2018年度末	263	263	－	－	－	－
外国証券	2017年度末	25,103	－	3,003	10,379	9,350	2,370
	2018年度末	29,818	－	2,631	15,907	8,839	2,441
その他の証券	2017年度末	2,804	－	－	2,804	－	－
	2018年度末	4,811	－	－	4,811	－	－
合計	2017年度末	262,602	36,309	9,733	68,415	55,489	92,653
	2018年度末	262,849	35,832	10,256	78,471	38,941	99,346

●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円、%)

項 目	2017年度		2018年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	101,903	40.91	97,479	38.98
地方債	769	0.30	769	0.30
短期社債	—	—	—	—
社債	83,687	33.59	88,932	35.56
投資信託	34,775	13.96	35,429	14.16
株式	280	0.11	271	0.10
外国証券	25,487	10.23	24,256	9.70
その他の証券	2,178	0.87	2,898	1.15
合計	249,081	100.00	250,038	100.00

(注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

● 預証率

(単位：％)

項 目	2017年度	2018年度
預証率（期末値）	40.03	38.93
預証率（期中平均値）	38.46	37.30

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや自動車ローンなどに振り向け、勤労者のお借入れニーズに応えています。その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2019年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定（実現）した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

売買目的の有価証券は保有しておりません。

2. 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券は保有しておりません。

3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2017年度末			2018年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	149	95	53	78	41	36
	債券	189,399	182,467	6,932	189,084	181,057	8,027
	国債	105,668	100,424	5,244	99,825	93,759	6,065
	地方債	797	769	28	787	769	18
	社債	82,933	81,273	1,660	88,471	86,528	1,943
	外国証券	14,310	14,085	224	21,001	20,719	281
	投資信託	23,321	20,248	3,072	28,074	24,380	3,694
	その他の証券	2,804	2,800	4	4,811	4,800	11
	小計	229,985	219,696	10,288	243,050	230,998	12,051
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8	10	△1	0	0	△0
	債券	6,098	6,202	△104	3,392	3,505	△112
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,098	6,202	△104	3,392	3,505	△112
	外国証券	10,793	11,103	△310	8,817	8,867	△49
	投資信託	15,531	16,069	△537	7,404	7,600	△196
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小計	32,432	33,385	△953	19,614	19,974	△359
合計		262,417	253,082	9,335	262,665	250,973	11,691

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2017年度末	2018年度末
子会社株式	—	—
関連会社等株式	—	—
非上場株式	184	184
合計	184	184

金銭の信託の時価情報

(単位：百万円)

項 目	2017年度末		2018年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	464	△0	463	△1

(注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。
2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。
3. 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託はありません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは
金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。
これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。
(1) 先物、 (2) スワップ、 (3) オプション

「先物取引」「先渡取引」とは
もともになるもの（例えば国債等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。
「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは
あらかじめ定められた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。

「オプション」とは
あらかじめ定められた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

「当金庫のデリバティブへの取り組み姿勢等」について

(1) 「利用目的」
当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

(2) 「取り組みの情報」
具体的には、将来の価格変動リスク回避を目的として、先物株式取引を実施しています。

(3) 「リスク管理に対する管理体制」
当金庫では、「デリバティブ取引細則」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、資金運用委員会などに報告しています。
今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

●金利関連取引
該当するデリバティブ取引の取扱はございません。

●債券関連取引
該当するデリバティブ取引の取扱はございません。

●通貨関連取引
該当するデリバティブ取引の取扱はございません。

●クレジット・デリバティブ取引
該当するデリバティブ取引の取扱はございません。

●株式関連取引

(単位：百万円)

項 目			2017年度末				2018年度末			
			契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
				うち1年超				うち1年超		
取引所	株式指数先物	売建	—	—	—	—	597	—	3	3
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—
	株式指数 オプション	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	597	—	3	3

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しています。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はございません。
2. 取引所取引における時価の算定については、大阪取引所における最終の価格によっております。

窓口販売・職員の状況等

●公共債窓口販売実績

(単位：千円)

項 目	2017年度	2018年度
国債	7,000	25,100

●投資信託窓販実績

(単位：千円)

項 目	2017年度	2018年度
投資信託	76,941	79,033

●内国為替取扱実績

(単位：件)

項 目	区 分	2017年度	2018年度
送金・振込	各地へ向けた分	437,427	446,419
	各地より受けた分	867,190	903,816
代金取立	各地へ向けた分	9	1
	各地より受けた分	1	2
合計	各地へ向けた分	437,436	446,420
	各地より受けた分	867,191	903,818

●職員の状況

項 目	2017年度末	2018年度末
職員数（人）	384	374
平均年齢	40歳8月	40歳3月
平均勤続年数	13年7月	13年10月
平均給与月額（千円）	384	392

(注) 職員の状況には、常勤の職員等を記載し、臨時職員（2017年度末68人、2018年度末77人）は含まれておりません。

報酬等に関する事項

1. 対象役員
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤の理事及び常勤の監事のことです。
- 対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。
- (1) 報酬体系の概要
- 【報酬及び賞与】
- 非常勤を含む全役員の報酬及び賞与につきましては、通常総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
- そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。
- 【退職慰労金】
- 退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。
- 当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
- なお、当金庫では決定時期と支払時期は通常総会で、理事会・監事会の協議に一任しております。
- a. 決定方法……規定に定めた基準
- b. 支払手段……現金
- (2) 2018年度における対象役員に対する報酬等の支払総額
- (単位：百万円)
- | 区 分 | 支払総額 |
|-------------|------|
| 対象役員に対する報酬等 | 92 |
- (注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「報酬」76百万円、「賞与」5百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。
- なお、「賞与」は、当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
- 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
- (3) その他
- 「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号及び第5号ならびに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありません。
2. 対象職員等
- 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者のことです。
- なお、2018年度において対象職員等に該当する者はありません。
- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
- なお、2018年度末において、該当する会社等はありません。
3. 「同等額」は、2018年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 2018年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

法定開示項目一覧

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目

●単体情報

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 37
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 37
- (3) 事務所の名称及び所在地 35
- (4) 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者 37
- (5) 会計監査人の氏名又は名称 37

2. 金庫の主要な事業の内容 27～33

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 事業の概況 6～7
- (2) 主要な事業の状況を示す指標
 - イ. 経常収益
 - ロ. 経常利益
 - ハ. 当期純利益
 - ニ. 出資総額及び出資総口数
 - ホ. 純資産額
 - ヘ. 総資産額
 - ト. 預金積金残高
 - チ. 貸出金残高
 - リ. 有価証券残高
 - ヌ. 単体自己資本比率
 - ル. 出資に対する配当金 58
 - ヲ. 職員数 60

(3) 事業の状況を示す指標

- ①主要な業務の状況を示す指標
 - イ. 業務粗利益及び業務粗利益率
 - ロ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
 - ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
 - ニ. 受取利息及び支払利息の増減
 - ホ. 総資産経常利益率
 - ヘ. 総資産当期純利益率
- ②預金に関する指標
 - イ. 預金の種類別内訳（平均残高）
 - ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
- ③貸出金等に関する指標
 - イ. 貸出金の科目別内訳（平均残高）
 - ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
 - ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）
 - ニ. 貸出金の使途別内訳（期末残高・同構成比）
 - ホ. 貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比）
 - ヘ. 預貸率（期末値・期中平均値）
- ④有価証券に関する指標
 - イ. 商品有価証券の種類別内訳（平均残高）
 - ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高
 - ハ. 有価証券の種類別内訳（平均残高）
 - ニ. 預証率（期末値・期中平均値）
- ⑤信託業務の状況

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 16・17
- (2) 法令遵守の体制 12～15
- (3) 地域の活性化のための取組の状況 21～26
- (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容（苦情等への対応） 12

5. 財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表 41
- (2) 損益計算書 42
- (3) 剰余金処分計算書

- (4) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ①破綻先債権
 - ②延滞債権
 - ③3カ月以上延滞債権
 - ④貸出条件緩和債権
 - ⑤合計額
- (5) 自己資本の充実の状況 45～48
- (6) 有価証券 58・59
- (7) 金銭の信託 60
- (8) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）
- (9) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- (10) 貸出金償却の額
- (11) 会計監査人の監査 42

●連結情報

連結対象となる会社等を保有していません。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条による開示項目

- 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- 2. 危険債権
- 3. 要管理債権
- 4. 正常債権

労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等に基づく開示項目

- 報酬等に関する事項 61

労働金庫法施行規則第114条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を定める件に基づく開示項目

●単体情報

1. 定性的な開示事項

- (1) 自己資本調達手段の概要 48
- (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要 48
- (3) 信用リスクに関する事項 51
- (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手に関する事項 52
- (5) 証券化エクスポージャーに関する事項 52
- (6) オペレーショナル・リスクに関する事項 53
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項 53
- (8) 金利リスクに関する事項 53

2. 定量的な開示事項

- (1) 自己資本の構成に関する開示事項 46
- (2) 自己資本の充実度に関する事項 48
- (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く） 49～51
- (4) 信用リスク削減手法に関する事項 51
- (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 52
- (6) 証券化エクスポージャーに関する事項 52
- (7) 出資等エクスポージャーに関する事項 52
- (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 53
- (9) 金利リスクに関する事項 53

●連結情報

連結対象となる会社等を保有していません。



<表紙写真>

(右上より)

上高地 穂高連峰 (松本市)

松本城 (松本市)

八島湿原 (下諏訪町)

りんごの実 (長野市)

白糸の滝 (軽井沢町)

桜の懐古園 (小諸市)

信濃平かまくらの里 (飯山市)

阿智村の星空 (阿智村)

ホームページ

<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

お客様相談窓口

(0120) 606-150

ローン相談専用フリーダイヤル

(0120) 1919-48

年金・投資信託ほか資産運用相談

(0120) 2996-21

ろうきんダイレクトのご相談

(0120) 609-028

ろうきんインターネットバンキング（団体向け）のご相談

(0120) 609-029
